

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-06-08

開かれた法政21：伝統と展望：法政大学創立120周年・図書館創設100周年記念国際シンポジウム報告集

法政大学、図書館[編]

(出版者 / Publisher)

法政大学図書館

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

135

(発行年 / Year)

2001-03

第二セッション

「東アジアの近代化と法政大学」



第2セッション

司会者より

法政大学大学史資料委員会議長・教授 飯田 泰三

第一セッションでは「ボアソナードと法政大学」がテーマとされ、明治初期の日本にフランス法が受容されて法的な「近代化」のスタートが切られた時期に法政大学がはたした役割が論じられた。この第二セッションでは、それを受け「東アジアの近代化と法政大学」をテーマとする。すなわち、日露戦争ごろ（1904～5年）から1910年ごろまでの時期に、中国および韓国への「近代化」への動きにたいして法政大学がはたした役割についてである。

ボアソナードが法政大学に関与した時期は、法政120年の歴史においては、その第1期にあたる「東京法学校」、ついで「東京法学校」と名乗っていた時代（明治13～22年）である。この時期は、ボアソナードの門下生たちが講師陣の中心になり、薩埵正邦を主幹に、明治16年からはボアソナードが教頭に就任して、最初の発展期をむかえていた。いわば「ボアソナード・薩埵時代」である。

それにつづく法政大学史第2期にあたる「和仏法律学校」時代（明治22～36年）、ついで「和仏法律学校法政大学」時代（明治36～大正9年）の立役者が梅謙次郎であった。いわば法政大学の「梅謙次郎時代」である。

梅については、すでに第一セッションで岡教授から紹介があった。彼のした仕事のうち、何といっても第1にあげられるべきは、民法典編纂ではたした役割である。ボアソナード起草の民法が、いわゆる法典論争で流産させられたあと、なんとかボアソナードの精神を受け継ごうとしながら日本民法を作っていたのが、わが梅謙次郎であった。

梅の仕事の第2は、東京帝国大学および法政大学における法学教育であり、また、和仏法律学校「校長」、ついで和仏法律学校法政大学「総理」としての、私立法律専門学校の経営であった。その和仏法律学校法政大学総理時代に梅がした第3の仕事が、本セッションのテーマ

である「東アジアの近代化」に寄与すべく、梅が清国および韓国との関連で試みた諸事業である。

1904年に梅によって設置され、1907年に清国政府の要請で募集

を中止した「法政大学清国人留学生法政速成科」は、5年間（全五班）で、二千百名余の入学生、千名弱の卒業生を数えた。その中からは、第二班の胡漢民、汪兆銘、宋教仁に代表されるような、東京での「中国革命同盟会」への参加を経て、辛亥革命および中華民国で活躍した人材を生み、また、第四班の沈鈞儒や居正のように、第二次大戦後も、上海や台湾で指導的政治家として活動した人物を生んだ。

それだけでなく、今回の黄東蘭さんの報告で明らかにされるように、法政速成科卒業生たちの多くは、帰国後、華やかな「革命」への参加だけでなく、いわば地道な、各地方での「立憲改革」のための諸活動に従事し、地方自治制度の導入や、地方選挙、地方議会の開設にむけて、教育による人材養成、立法への参画、等に力をつくした。

また、李英美さんの報告で明らかにされるように、梅は、いわゆる韓国統監府時代、伊藤博文統監を助けて、裁判制度の改革、法典編纂事業、慣習調査事業の中心となり、その際、多くの法政大学出身者を起用して、韓国の法的「近代化」への路線を引こうとした。

その場合、第一セッションで指摘されたように、ボアソナードは、カトリック的、かつリベラルな、自然法の普遍的理念というものを、それぞれの土地に根付かせようとして、そこから、なんとかして日本という土地の習俗に合うような法典を作ろうとして苦闘した。その姿勢を引き継ぐかたちで、梅は朝鮮の立法にかかわろうとしたともいえる。

しかし他方で、たとえば、梅がおこなった近代的所有



権制度導入のための朝鮮の土地所有にかんする慣習調査が、のちの朝鮮総督府時代の日本帝国主義による韓国土地収奪の準備でしかなかったのではないか、という根強い批判がある。いわゆる「植民地近代化」論争にかかわる問題である。

このセッションでの黄さんと李さんによって法政大学史との関わりで提示された同問題にかかわる具体的な論点が、そうした東アジアの近代化をめぐる、しばしば不毛な対立に終わりがちの議論にたいして、生産的な寄与となることを期待したい。

黄さんは東大大学院で博士号を取り現在愛知県立大で教鞭を取っておられ、李さんは学部時代から法政大学に留学し、最近法政大学社会学博士号を取得された。いずれも、日中ないし日韓の両サイドから見ることができる位置におられ、まさに今回の国際シンポジウムのこのテーマを論ずるには最適の報告者だといえば、いささか企画者の手前味噌になるかもしれない。

コメンテーターとして中国・台湾・韓国から出席して

いただいた高増杰・許介鱗・金榮作の三教授は、いずれも日本で博士号を取られ、高先生は中国社会科学院日本研究所副所長、許先生は台湾大学教授のかたわら日本総合研究所長、金先生は国民大学校教授のかたわら東北亞文化研究院長をされており、これまた、このテーマでは最適のコメンテーターであろう。

本来なら三先生には、たんなるコメンテーターとしてではなく、パネルディスカッション形式によって相互にクロスするかたちで論争を開催していただきたかったのであるが、いかんせん時間の制約で、最小限のコメントをいただく結果に終わったのは残念である。

なお、会場からの質問も、実質的に、お一人だけしか受けられなかった。小さいセッションに、欲張りすぎた内容を盛り込もうとした企画者の責任である。報告者、コメンテーター、さらにセッションに参加された皆さんに、お詫びしたい。

愛知県立大学助教授 黄 東蘭

法政速成科の中国留学生と清末期の地方自治

こんにちは、黄東蘭でございます。早速始めさせていただきたいと思います。今日ご報告するテーマは、レジュメに書いてありますように「法政速成科の中国人留学生と清末期の地方自治」というものです。

1 近代地方自治をめぐる制度継承の経緯：プロイセン－日本－中国

清末期という時期区分は学界では必ずしも一致した意見があるわけではないのですが、ここで言う清末期は1901年から1911年までの時期、十年間です。明治の歴史で言えば、ちょうど明治の最後の十年間で明治34年から44年までの時期です。

ここで1901年から11年までと設定いたしました理由は、義和団事件の翌年、1901年に清朝政府が内外の圧力を受けて、やむを得ず近代化の改革を始めた。もともとの言葉を使いますと、「新政」という改革です。それから地方自治という言葉ですが、今日においてもかなり広く使われておりますが、一般論としては地方自治というのは「ある特定の地域に住む人たちが自らその地域のことについて意思決定し、それを実行する」ということになります。ところが西ヨーロッパやアジアの近代化のプロセスをみてみると、国民国家の形成の過程は一様ではありません。それはもちろんのことですけれども、そのために国民国家の形成の一環として、地方自治も当然国民国家のあり方によって大きく違う様相を呈しています。

西ヨーロッパに発祥した近代的地方自治は、政治学、行政学の中では大きく二つの類型に分かれておりまして、ひとつはイギリスの地方自治を基にした英米型地方自治で、もう一つはフランスやドイツの大陸型地方自治です。それに関してはのちほどレジュメの2ページの③のところでもう少し申し上げますが、背景的なことを申し上げますと、明治期の日本はプロイセンのほうから地方自治制度を導入しまして、市制町村制、府県制という制度を明治21年、23年の時に制定いたしました。

清朝末期の中国は明治期の日本の地方自治制度を介して、プロイセンの大陸型の地方自治を導入しました。そのプロセスの中で当時日本に留学した中国の留学生たち、中でも法政速成科というところで勉強した中国

の留学生たちがかなり重要な役割を果たしました。

今日ご報告する内容は、私の大学院時代の研究テーマである「近代中国の地方自治と明治日本」の研究の中の一部分であります。今日の報告はその中の法政大学法政速成科と関連する部分です。この場で私の研究の一部を報告することは、当時論文のために悪戦苦闘していたころにはまったく予想し得ませんでした。このチャンスを与えて下さった先生方に感謝を申し上げます。

2 清末期中国人の日本留学ブームの背景

レジュメをご覧いただきますと、漢数字の一、二、三と三つの部分があります。一のところは「清末期中国人の日本留学ブームと法政速成科」です。ここでアラビア数字の1から3までは背景的なもので、4は法政速成科の教育と中国人留学生による近代地方自治理論の受容の背景です。清朝末期、日本に留学した学生たちは人数としてはかなり多い。留日学生と言うのですが、留日学生に関する従来の研究はかなり数多く存在しています。それを全般的に見ますと、研究上の特徴は何かと言いますと、留学生の日本における生活の全般的な状況、それから彼らの日本に対する見方。その一つの代表としては、実藤恵秀『中国人日本留学史』という書物があります。それからもう一つ研究の重点になっているのは、留学生たちの日本における革命活動です。反清朝の革命活動。しかし留学というのはやはり勉強が中心でありまして、日本で彼らが何を勉強したかという肝心なところは、どうも欠落しているのではないかという感じを私は受けていま



す。

というのとては従来の研究を批判するわけではないのですが、先ほど申し上げましたように、私の個人的な研究は「近代中国の地方自治と明治日本」です。地方自治という特殊なテーマなので、当時、中国人がどのようにして近代的な地方自治理論を受け入れたかということをどうしても知りたいので、そこで一步踏み込んだ資料調査をしなければならなかったのです。当然、当時の日本の留学生教育事情、中国人を対象とした教育がどのように行われていたか、それから講師陣、どのような先生方が教えていたか、教育の内容、当時、講義録というのはかなりありましたので、それもできるだけ集めて調べました。

それから1のところの日本留学の背景について簡単に申し上げますが、1の①、科挙制度の廃止。これは広く知られていることです。1905年に清朝政府は従来から長く続いていた科挙制度というものを廃止しました。科挙制度の廃止によってかなりたくさんの読書人がそれからどこへ行くのか、彼らの社会的な立場が大変難しくなっていき、清朝政府としては近代的な学校制度を導入するという方向に向かって改革を行ふことにしました。しかし、中国国内では教育の人材がまだ大変不足していました。それから当時の留学生の中では、日本留学の目的は、国としては師範教育の人材を育成するのが大きなウェイトを占めていました。それからもう一つ③のところですが、1905年に日露戦争が終結して、そのニュースが中国国内に伝わっていきました。日露戦争の結果をどういうふうに受けとっていたかと言うと、立憲国家日本が専制国家ロシアに勝ったと知識人たちが考えていました。ですから中国もこれから国際社会の中で生き延びるために、立憲という一歩をどうしても踏み出さなければいけないというふうに一般的には考えていました。だから近代化の立憲改革、清朝政府が予備立憲を宣言したのですが、そのための近代的な政治知識、法律知識がどうしても必要なので、外国に行って直接学ぶことになったのです。

3 法政速成科の中国人留学生たち

それから2に入ります。「法政速成科の中国人留学生たち。」どういった人たちが法政速成科で勉強していたかと

いうことです、一言で言えばエリートの人たちです。当時、日本に来た留学生の人的構成はかなり複雑でした。私費留学生も官費留学生もいるわけですが、その中でほとんどが日本語がわからない。質的にも当然開きがあります。しかし、見てみると多くの留学生の中に、法政速成科で勉強していた人たちが最も質が高いというふうに言われております。それに関しては私個人が調べたのではないのですけれども、レジュメの資料1のところを見ていただきたいのですが、これは賀躍夫という研究者の論文の中の数字です。法政速成科を卒業した中国人留学生は千人ぐらいいたのですが、一人一人に関して資料を集めるのは到底不可能なので、せめてその中の210名の卒業生に関して、日本に来る前にどういった学歴なのかということを調べたのですが、その結果、科挙試験の最上級の試験に合格し、進士号を与えられた人がそのうちの半数を超える115名を占めるわけです。次のランクの挙人が21名。その中の法政速成科第1期を卒業して夏同龢という有名な学生がいるのですが、彼は戊戌科、つまり1898年、ちょうど戊戌変法の年に当たりますけれど、その年の科挙試験の第1位の状元だった人なのです。その人が法政速成科の第1期の卒業生だったので、彼は日本に来た後も大変勉強に励んで、成績が優秀で、そのために法政大学の総理、梅謙次郎に称賛され、彼の卒業論文「清国財政論策」というタイトルですが、それが法政大学OBの高木益太郎が主催していた新聞『法律新聞』292号に全文掲載されました。

②のところですが、当時の留学生たちがどういうふうに勉強していたかについて、具体的な資料を探すのは難しいです。幸い資料2のところをご覧いただきたいのですが、1908年に中国で出版された『蛤洲遊記』というタイトルの書物の中に、法政大学で当時、中国人の学生はこういうふうに勉強していました。勉強ぶりです。著者本人は官僚ですけれども、たまたま法政大学に来て、そこで中国人がたくさん勉強していて、しかもそれが地方自治班という特別なクラスが設けられて、彼はせっかくだからそこに行って聽講するということになったのです。彼の日記の中には、当時中国人の勉強ぶりについてこういうふうに書いてあります。「背広に着替え、頭の後ろに辯髪を丸め、（当時はまだ男性の方が辯髪だったのです、清朝末期の時期ですから）ひさしの広い帽子を

かぶって学校に行って聴講した。同校の学生はみな背広か和服姿で、一人だけ違うのは良くないからだ。……黒沢学士（講師の一人）が講壇に立ち、府県制の講義をした。（府県制は二つの地方自治法律の中の一つです）意味が同じで書き方が違う各国の文字がある場合には、黒板にさまざまな字体で々々並べた。曰くこれが仏文、これが英文、これが漢文。スピードがものすごく早く、私は漢文しか書けなかった。英文と仏文は追いつかなく、ただ驚いて敬服するばかりだった」というふうに生々しく当時の光景を記録しています。

当時一般の状況から言いますと、法政大学で勉強していた人たちはかなり頑張っていました。これは梅総理の学生たちに対する評価からもわかると思います。第1期生の卒業式において、梅総理は学生たちの勉強についてこういうふうに述べています。「当初少なくとも3分の1ぐらいは落第生を出すと覚悟をしていたところ、意外にも試験の成績がよろしい。試験を受けた73名のうち落第をした人はわずか6名である。本校（法政大学）の試験（本科のほうを言っていると思いますが）はずいぶん難しいという評判を取っておりますが、これまで日本の学生に対して試験を行ってもこのごとき少なき割合の落第生を出したことは稀であります。予想外の成績で意外と愉快を感じた」と述べております。

4 法政速成科の教育：近代地方自治理論受容の条件

次は一の3のところですが、「法政速成科の教育」。これは当時、日本において中国人留学生を対象とした専門的な教育部門が相次いで設立されて、その中の最も有名な三つの私立大学、中国人がたくさん集まるところを三つ取りまして、それぞれの教育事情を比較したものです。レジュメの3の①に、法政大学の法政速成科が先に1904年5月に設立されて、それから同じ年の9月に明治大学には付属私立経緯学堂、これもやはり中国人学生が入るところです。それから翌年の9月に早稲田大学の清国留学生部というのが設立されました。それぞれの教育目的と講義の内容と講師陣を比較してみたのです。というのは当時、地方自治ということは、法律、政治に関わるもので、どのような教育状況の中で勉強していたかがかなり重要なことなので、それについて調べてみました。

法政速成科の中国留学生と清末期の地方自治

教育の目的ですが、中国人留学生の教育方針について明治大学の経緯学堂の場合は「同文諸国（当時、「同文同種」という言い方はかなりはやっていたので）の隆盛を庇護することを主旨とする」となっています。これは明治大学100年史第1巻資料編の中に、「私立経緯学堂章程」に書いてあります。早稲田大学清国留学生部の教育方針としてはさっきの経緯学堂にかなり近いもので、つまり「日中両国の同文同種による両国の共通の国益を図るものである」となっています。両方とも「同文同種」という点を重視しているのですけれども、お互いの利益を強調しています。

それに対して法政速成科の設立に当たりまして、梅総理は近代化を実行するための人材養成を大きく掲げていました。法政速成科は中国の改革に必要な法律行政の実用の人材の養成という主旨をはっきりしていました。梅によれば、「清国（中国）が各国に匹敵するには、もとより立法と行政の改革より他に道はない。実用の人材の養成は、今日の清国にとって最も重要な任務である」。これは梅の「清国留学生法政速成科設置趣意書」の中の言葉です。「実用の人材の養成」と「同文同種」と、設立の趣意がかなり異なっています。これは先ほど飯田先生がおっしゃった梅なりの近代化に対しての考え方がここにはっきり現れていると私は思います。

それから次は授業内容の比較です。これは地方自治の理論を受け入れる、理論的受容に直接関わる部分ですが、どういった授業を受けたか、どういった先生方が教えていたか、従来の留学生に関しての研究の中では、そういう部分はあまり出てこない。授業内容の比較ですが、経緯学堂と早稲田大学清国留学生部は一部の講義を除けば、ほぼ初等、中等教育レベルのものであったとはっきり言えるものです。経緯学堂の授業の中には、日本語や地理／歴史、算術（算数）、物理、鉱物、絵画、音楽、体操とか初等、中等教育に相当する授業科目がずらりと並んでいるのです。法律と政治に関連する授業にどういったものがあるかを調べると、週2時間だけの「法制」という授業です。それから早稲田大学清国留学生部の授業をみてみると、日本語と「普通各学」、つまり歴史や地理、数学、英語、唱歌、体操など経緯学堂の科目とほぼ同様です。この二つの学校では、こういった授業の内容からみると、地方自治に関する体系的な教育を受けるこ

とはどうも困難ではないかと思われます。

それと比べまして、法政速成科の授業は内容的にはかなり充実していて、しかも当時日本の一流の学者を集めた顔ぶれの講師陣が揃っていました。資料3と資料4をご覧いただきたいですが、資料3は授業科目と週の時間数です。その中に第2学期、これは速成科第4期の一部の授業ですけれども、第2学期のところに地方制度、行政法、政治学といった授業が並んでおります。行政法は週5時間を占めています。それから資料4を続けてご覧いただきたいですが、どういった先生方が授業を担当されたかといいますと、梅総理をはじめ、当時一流の学者たちが授業を担当しています。美濃部、清水、小野塚、いずれも当時大変有名な学者です。

梅総理は自ら授業を担当して、彼自身は顔の広い人なので、帝国大学や裁判所、政府から知り合いの方を招いて、速成科で教えてもらいました。当時中国人留学生が集まる他のところと比べて、大変珍しいことです。

結果的に申し上げますと、特に1905年以降、中国人留学生が最も集中していた、中国人学生を対象とした日本の教育機関の中で、法政速成科は教育方針、内容、方法および講師陣の各方面で、中国人留学生が法律学、政治学の理論知識を学ぶための、当時としては最適な条件を提供したと言えると思います。

次の4のところに進みますが、時間が足りなくなってしましましたが、簡単に申し上げますと、当時法政速成科の教科書、講義録ですが、法政大学では日本人学生を対象とした講義録、日本語で書かれたものが出版されました。当然中国人留学生向けの教科書もありました。それぞれ日本語版と中国語版があるのです。

幸い国会図書館で当時法政大学で出された『地方自治要論』が所蔵されています。それから(1)、(2)は中国の南京図書館で見つけたものですけれども、著者はいずれも法政大学で地方自治関係の授業を担当していた先生で、翻訳者はいずれも法政速成科の第4期か5期の卒業生です。これら中国語で出版されたもの、あるいは翻訳された教科書と、当時日本語で出版された教科書の内容を比較すれば、法政速成科の教育レベルがどういったものかがだいたいわかつてくると思います。資料6のところをご覧いただきます。左側は中国語の『市町村制』の講義録の目次で、右側は同じく二人とも法政大学で教

えられた先生方の『市町村制』です。ほぼ同じものです。他にも同じ類いのものがたくさんありますけれども、だいたい内容的にはほぼ同じものです。当時日本の地方自治法律の解説です。具体的な内容を比べてみると、ほとんど同じものです。言ってみれば当時法政速成科で勉強していた中国人留学生たちは、本気で勉強する気があれば、一流の先生に教わる日本人学生とほぼ同じような内容の授業を受けていたと言えます。

次に「留日学生の地方自治論」。地方自治を理論的に分類しますと、先ほど簡単に申し上げましたが、英米型と大陸型です。留日学生はだいたい当時の教科書に即して大陸型の地方自治理論を受け入れました。それは別の資料を通して明らかになったものです。当時の留学生たちが日本で（東京で）たくさんの雑誌を出版しました。これらの雑誌は、主に中国国内の読者向けのもので、中国語で書かれたものですが、その中で日本で学んだ内容がかなりたくさん紹介されています。地方自治も一つの重要な関心点で、地方自治関連のいろいろな文章を見てみると理論的には英米型ではなくて、大陸型のほうなのです。

英米型と大陸型の大きな違いは、一言で言いますと、英米型のほうは、理念としては地方自治というものは個人の天賦人権と同様に地方団体の固有の権利である。それに対して大陸型のほうは、そうではなくて、地方団体の自治権は国が上から与えたものなのです。ドイツも日本もそういうような考え方が主流だったのです。その影響を受けて、中国人留学生も大半の人はそう考えていました。グナリスト理論については省略いたします。

5 清末期における近代地方自治の導入：法政速成科の卒業生の役割及びその意義

二に移りますが、法政速成科の留学生たちがだいたい1906年から1909年までの間に、続々と中国に帰っていくのですが、帰国したあと実際に中国で行われていた立憲改革、近代化改革に加わります。レジュメの二の1ですけれども、翻訳と著書とがあります。これは省略いたします。②、③もそうです。各省のレベルで法政の人材を育成する。近代的な人材教育です。それから立憲活動。省のレベルで省議会というものが1908年に

一斉にできまして、諮議局、議会の議員に選ばれた人たちの中に、法政速成科卒業の学生たちがかなり多いです。国会開設の請願運動も法政の卒業生がリードした全国的な運動です。

二の2に移りますが、法政速成科卒業生と地方自治制度の導入です。なぜ清朝政権が地方自治制度を導入したかというと、簡単に言えば二つの理由があります。一つは、当時において、地方自治は立憲の基礎であるというふうに広く受けとめられていました。立憲国家、日本も含めた国々にすべて地方自治制度があります。それは各地域の人々を国のほうにまとめ、組織する重要な制度です。中国が砂のような国民を組織するためには、どうしても地方の名望家（紳士）たちを中心に地方自治制度を設立しなければいけないという考え方方が当時広まっていたのです。

それから2番目の理由は従来の政治制度の問題です。知県はすべてのことを、政治も行政も裁判も一人でやらなければいけない。いろいろな人が日本に派遣されまして、留学生とは別に視察者がたくさん来ていました。彼ら（みな地方の官僚たち）が実際に見て、裁判官と行政官僚がはっきり分かれているのが大変によい制度であるという意見がたくさん出ていました。

②のところ、明治地方自治が実際にどういうふうに導入されたかというのですが、当時、袁世凱は直隸総督を務めていました。彼はかなり地方自治に積極的なので、彼のところには法政速成科の卒業生も含めて、たくさんの若い人が集まっていました。彼は清朝政府に法政生（帰ってきた人たち）を大いに人材として登用すべきであると、上奏文を書きました。実際に法政速成科の学生たちを中心とした天津自治局という役所を作って、そこでいろいろ宣伝活動を行ったし、理論の普及も行いました。

レジュメに書いてありますが、法政第2期の吳興謙という人が、具体的に日本の府県制という制度を中国に導入しました。彼が「天津県試辦地方自治章程」という法

法政速成科の中国留学生と清末期の地方自治律を起草したのです。私の論文の中では、日本の法律と天津の章程がどういったところで似ているか、どういったところが異なっているかなどについて比較しているのですが、ここでは省略いたします。かなり似ているところもあります。それは中国と日本の政治的、社会的な背景の大きな違いに由来するのですが、ここではお話しする時間がないので申し訳ありません。

実際に1907年に天津県で中国歴史上最初の地方選挙が行われました。その方法はだいたい当時の日本の市町村選挙に似たようなもので、まず調査を行って、だれが有権者であるかを決めるのはその人の身分とかではなくて、財産2,000元以上持つ人ならば有権者である、いわば近代的な選挙基準を導入しました。30名の議員が選ばれました。天津県では県議会も設立されました。議事会といいます。議会が行った自治の内容を簡単に言いますと、土地や家屋をめぐる裁判を調停する。それから阿片の禁止、教育の普及、風俗の改良とか、巡察（警察）の業務などが行われました。

最後にいわゆる天津モデルですが、後にだんだん直隸省以外の地域にも広がっていって、広東省江蘇省まで広がってきました。1909年に、清朝政府は日本の「市制町村制」に基づいて、「城鎮鄉地方自治章程」という全国的な法律を作りました。それに関しての話は省略させていただきます。

最後の三のところで法政速成科の卒業生たちの帰国後の活動の意義ですが、簡単に申し上げますと1は文化の運搬者という役割。日本で学んだ地方自治理論を含めた近代的知識を中国に紹介する。そしてその普及に努める。2は近代地方自治制度の導入。これは立憲改革の重要な一部分ですから、彼らは地方自治実施の実際の担い手であったということです。

以上で終わらせていただきます。

(当日配布のレジュメおよび資料)

法政速成科の中国人留学生と清末期の地方自治

報告者 愛知県立大学 黃 東蘭

一、清末期中国人の日本留学ブームと法政速成科

1、日本留学ブームの背景

- ①科挙制度の廃止
- ②近代的学校制度の導入
- ③清朝の予備立憲

→伝統的教育制度から近代的教育制度への移行期に起きた特殊な現象：読書人の「再教育」

2、法政速成科の中国人留学生たち

- ①人的構成→エリートの一群（資料1）
- ②勉強ぶり（資料2）と成績

3、法政速成科の教育——法政、明治、早稲田三大学の留学生教育比較を通じて

- ①設立時期

法政大学清国留学生法政速成科、一九〇四年五月

明治大学付属私立経緯学堂、一九〇四年九月

早稲田大学清国留学生部、一九〇五年九月

- ②教育目的

③講義内容（資料3）

④講師陣（資料4）

4、法政速成科の教育と中国人留学生による近代地方自治理論の受容

- ①法政大学本科と速成科教育の比較（資料五）

②法政速成科の地方自治関連の講義録

(1) 吉村源太郎著、張家鎮訳『地方行政制度』、明治三十九年（1906年）。

(2) 吉村源太郎著、朱徳権訳『市町村制』、明治四十年（1907年）。

(3) 平島及平著、訳者不明『地方自治要論』、明治四十一年（1908年）。

☆これらの内容を同じ時期に法政大学で刊行された日本人学生を対象とした同類講義録と比較してみると、地方自治に関する部分が互いに大同小異で、いずれも当時日本で実施されていた地方自治法律（「市制町村制」、「府県制」）の解釈を中心としたものであることが分かる（資料六）。

③留日学生の地方自治論

- ・英米型か大陸型か：モデルの選択
- ・グナリスト理論の受容→教科書とのズレ

二、法政速成科卒業生帰国後の活動——清末期の地方自治を中心に

1、立憲改革との関わり

- ①翻訳、著書（資料七）

②法政人材の育成

③立憲活動への参加

- ・法政留学生と各省の諮詢局

- ・国会請願

2、法政速成科卒業生と地方自治制度の導入

- ①地方自治理論の宣伝。→『北洋官報』、『廣東地方自治』からみる

②明治地方自治制度の導入——直隸省の地方自治実験

- ・天津地方自治研究所の設立
- ・各県から集めた紳士を対象とした地方自治講義→法政速成科講義の再現
- ・中国最初の地方自治法案「天津県試辦地方自治章程」の成立
→吳興謙（第二期）が日本の「府県制」に基づいて起草
- ・中国初の地方選挙：天津県自治選挙（1907年）、議事会・董事会の設立
- ・自治の実施

- ③「天津モデル」の全国的影響

三、清末期の地方自治を通じてみる法政速成科卒業生帰国後活動の意義

1、文化の運搬者：近代法政知識の紹介と普及

2、近代地方自治制度の導入：立憲改革の担い手

法政速成科の中国留学生と清末期の地方自治

【資料1】

法政速成科185名卒業生來日前の学歴

進士	舉人	貢生	生員	学堂出身	不明	合計
115	21	9	9	28	28	210

(出典：賀躍夫「清末士大夫留学日本熟透視—論法政大学中国留学生速成科」、『近代史研究』、1993年第一号、45頁)。

【資料2】

「背広に着替え、頭の後ろに辯髪を丸め、ひさしの広い帽子をかぶって学校に行って聽講した。同校の学生はみな背広か和服姿で、一人だけ違うのは良くないからだ。……黒沢学士が講壇に立ち、府県制の講義をした。意味が同じで書き方が違う各国の文字がある場合には、黒板にさまざまな字体で一々並べた。曰くこれが仏文、これが英文、これが漢文。スピードがものすごく早く、私は漢文しか書けなかった。英文と仏文は追いつかなく、ただ驚いて敬服するばかりだった。」

——劉尋『蛤洲遊記』(1908年)より

【資料3】

法政速成科政治部学科課程（第四期、1905.12入学）

第一学期		第二学期	
学科	毎週授業時数	学科	毎週授業時数
法学通論	2	民 法	2
民 法	7	比較憲法	2
憲法汎論	4	行政法	5
国際公法	4	地方制度	1
経済学原論	3	刑 法	4
近世政治史	3	政治学	3
政治地理	1	応用経済学	3
		財政学	3
		警察学	1
合 計	24	合 計	24

(出典：『法政大学史資料集』第十一集、9頁)

☆経緯学堂の場合。修業年限三年の普通科、一年の高等科、一年以内の速成科のうち、もっとも長い三年制の普通科の場合にも、日本語、地理/歴史、算術、物理、鉱物、絵画、音楽、体操など、当時日本の初等、中等教育に相当する授業科目がずらりと並んでいる。法律・政治に関連するものは、三年目の週二時間の「法制」のみ。

☆早稲田大学清国留学生部の場合。修業年限一年の予科と二年の本科が開設され、予科の授業はもっぱら日本語と「普通各学」であり、本科（師範科）には物理化学科、博物科、歴史地理科が設置され、予科の講義九項目のうち、日本語は週時間数の半数を占め、残りの半数は歴史、地理、理科、数学、英語、唱歌、図画、体操と並んでおり、経緯学堂の科目とほぼ同様。本科（師範科）では、授業科目のうち、日本語と英語の週時間数が半数近くの十五時間を占め、残りが物理化学、博物、歴史地理などそれぞれの専門科目であった。

【資料4】

法政速成科担任講師および担当科目

科目	担任講師	所属	学位
法学通論、民法	梅謙次郎	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
憲 法	筧 克彦	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
行政法	美濃部達吉 清水 澄 吉村源太郎	東京帝国大学法科大学教授 學習院主事、内務書記官 法制局参事官	法学博士 法学博士 法学士
商 法	志田甲太郎	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
国際公法	中村進午	東京高等商業学校教授	法学博士
国際私法	山田三良	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
刑 法	岡田朝太郎	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
政治学	小野塚喜平次	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
経済学	山崎覚次郎	東京帝国大学法科大学教授	法学博士
.....

(出典：『法政大学史資料集』第十一集、115-116頁)

【資料5】

法政大学本科・速成科の授業科目及担当講師

本科 (1903年)		速成科 (1906年)	
科目	担当講師	科目	担当講師
民 法	梅謙次郎（他十四名）	民 法	梅謙次郎 乾 政彦
憲 法	清水 澄	憲 法	美濃部達吉 簦 克彦
行政法	美濃部達吉 簦 克彦（他三名）	行政法	清水 澄 吉村源太郎

法学通論	中村進午	法学通論	梅謙次郎
商 法	志田甲太郎（他七名）	商 法	志田甲太郎（他七名）
国際公法	中村進午（他二名）	国際公法	中村進午
国際私法	山田三良（他二名）	国際私法	山田三良
刑 法	岡田朝太郎（他二名）	刑 法	岡田朝太郎
民事訴訟法	板倉松太郎（他四名）	民事訴訟法	板倉松太郎
刑事訴訟法	鶴見守義（他一名）	刑事訴訟法	板倉松太郎
経済学	山崎覚次郎（他一名）	経済学	山崎覚次郎（他二名）
財政学	岡 実	財政学	岡 実（他一名）
論理学	野田義夫	論理学	西河龍治
破産法	松岡義正		
法理学	穂積陳重		
ローマ法	田中 達		
		政治学	小野塚喜平次
		警察学	久保田政周
		監獄学	小河滋次郎
		裁判所構成法	岩田一郎
		近世政治史	立作太郎（他二名）
		政治地理	阿部秀助（他一名）
		殖民政策	山内正暎
		警察事務	藤井秀雄

（出典：①法政大学本科関連資料は『法政大学百年史』162-165ページより、②法政速成科関連資料は『法政大学史資料集』第十一集115-116ページより）。

【資料六】たとえば、法政大学本科の「市町村制」（日本語）講義録と速成科の「市町村制」（中国語）講義録の目次を較べると、両者の内容はほとんど同じものであり、ともに「市制町村制」の内容に関する法律解釈書であったことが明らかになる。

吉村源太郎『市町村制』（中国語）
 総論
 第一章 緒言
 第二章 公共団体
 第三章 自治之観念
 第四章 地方団体之種類
 本論・第一章 市町村之成立及消滅
 第二章 市町村之組織
 第三章 市町村会
 第四章 市町村之自治権
 第五章 市町村之財政
 第六章 市町村内一部之行政
 第七章 町村組合
 第八章 市町村之監督

松浦慎次郎『市町村制』（日本語）
 緒言
 第一章 自治体タル市町村
 第一節 総説
 第二節 市町村ノ成立及廃合
 第三節 市町村ノ構成
 第四節 住民ノ権利義務
 第五節 市町村ノ機関
 第六節 市町村ノ行政
 第七節 町村組合及町村学校組合
 第八節 市町村ノ内ノ区
 第九節 市町村ニ対スル監督
 第二章 行政区画タル市町村

【資料七】

清水澄著、陳登山訳『憲法汎論』、1908年。吉村源太郎述、張家鎮編訳『地方行政制度』、上海、予備立憲公会、1907年。吉村源太郎述、朱徳權編訳『市町村制』、東京、1908年。
 藤堂要蔵講授、錢潤編訳『地方自治制綱要』、出版年代不明。閻鳳閣『地方法制通覽』、1907年。『市制町村制』、予備立憲公会、1907年。雷奮編『地方自治制講義』、1908年。楊廷棟『諮詢局職務須知』、出版年代不明。その他、『東方雑誌』、『北洋官報』、『予備立憲公会』（上海予備立憲公会の機關紙）など。

参考文献

一、資料

- 1、『中国新報』、1906年創刊。
- 2、『新訛界』、1906年創刊。
- 3、『雲南』、1906年創刊。
- 4、『法政學報』、1907年創刊。
- 5、『庸報』、1907年創刊。
- 6、『四川』、1907年創刊。
- 7、劉 尋『螢洲遊記』、1908年。
- 8、曹汝霖著、曹汝霖回想録刊行会編訳（兼発行）『一生之回憶』、1967年。

法政速成科の中国留学生と清末期の地方自治

9、法政大学大学史資料委員会『法政大学史資料集』第十一集（法政大学清国留学生法政速成科特集）、法政大学、1988年。

10、『明治大学百年史』第一巻『史料編』I、第三巻『通史編』I、明治大学、1986年、1992年。

11、早稲田大学大学史編修所『早稲田大学百年史』第二巻、早稲田大学出版部、1992年。

二、研究

1、黄福慶『清末留日学生』、台湾中央研究院近代史研究所、1975年。

2、実藤恵秀『中国人日本留学史』、くろしお出版、1967年。『中国留学生史談』、第一書房、1981年。

3、塚本元「法政速成科と中国人留学生——湖南省出身者を中心に」、『法政』1988年11月号。

4、賀躍夫「清末士大夫留学日本透視——論法政大学中国留学生速成科」、『近代史研究』、1993年第1号。

5、張學継「論留日学生在立憲運動中的作用」、『近代史研究』、1993年第2号。

6、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、福村出版、1990年。

7、張玉法「中国留日学生的經歷見聞（1896-1945）——以回憶錄為主体的検討」、1997年。

近代初期の東アジアと中日関係

中国社会科学院日本研究所副所長・教授 高 増杰

こう ぞうけつ
増 杰

ご紹介にあずかりました高増杰です。飯田先生からコメントとおっしゃいましたのでいまの黄東蘭先生の発表について、私のほうからむしろもうちょっと視野を広げて、東アジアの近代化における法政大学の役割といいますか、位置付けといいますか、それについて簡単にお話し申し上げたいと思います。

1 中国近代革命の準備期

いまの黄先生のご発表なのですが、私から言わせていただきますと非常にいい着眼だと申し上げたいというのが私の第1のコメントです。1901年から1910年、あるいは1911年、この時期の選定というのは本当に非常にいい着眼で、そしてその内容としては地方自治の実施、清国の留学生たちがいかに日本の法政大学の速成科で勉強して、中国に戻って、立憲活動に加わるということを選定して、法政大学の速成科の位置付けということで非常に有意義な話だったと思います。

この時期の選定について申し上げますと、1901年から1911年というのは、中国にとっても日本にとっても非常に重要な過渡期になっているということが言えると思います。中国の情勢からいきますと、1900年というのは8ヵ国の連合軍が中国侵略。そしてそれに反発しまして中国の義和団運動が起って、非常に大きな庶民的な運動があったわけです。最終的にはいろいろな政治的な術策ということで、義和団運動は収まったわけですが、そのあとは清朝政府としてはむしろ止むなく当時の外国の圧力と、国内におきましては民衆はもうすでに自覚しつつある状況にありますので、止むなく近代化の姿勢を見せて、いわゆる新しい政治、「新政」をこれから実行するという方針を出したときだったのです。けれども清朝政府は一応新政を実施するという姿勢を見せましたが、実質的にはあまり中身がなかったというふうに見て間違いないと思います。しかし新政が行われるという詔書（宣言）があったと同時に、むしろもう一方で非常に注目されなければいけないところは、孫文を中心とする中国のいわゆる革命派の人たちが、力を集結

して革命派の勢力が非常に成長した時期だったのです。

そして1911年というのは一つの印として注目されると思いますが、辛亥革命が起こって清朝政府を打倒して、孫文をはじめとする革命政府ができた、その年



だったのです。ですからこの十年間はむしろ近代化といふか、新しい近代化の出発の過渡期、最終の過渡期と位置付けて間違いないだろうと思います。

2 大正時代への過渡期

それと同時に日本にとっても、この時期は非常に大事な時期だと私は思います。1901年から1911年の10年間というのは、前の1900年はもやもやしているかもしれません、結局その前の1890年にはすでに帝国憲法ができて、その後は実質的に日本の帝国体制ができつつあったという時期だったと思います、そしてその後の1911年というのは大正期の直前だと見て間違いないと思います。

私はこれまで何度も何度も申し上げましたように、大正時代というのは日本にとって非常に大事な時代だというふうに見なければいけないだろうと主張するわけです。日本の近代にとっては大正時代は非常に輝かしい1ページだ。短かったのですが、例えば近代工業化の完成、これも大正時代に最終的にできた。そしてそれからその当時は、対外的には例えば協調だとかあるいは軍事的にいろいろ勢力を拡大していくとか、相当議論していた時代だったのですが、主流としては一応協調外交が相当力を持っていた時代だったのです。ですから大正時代への過渡期として1900年から1911年の間、それをそういうふうに位置付けてよいと思います。ですから日本にとってもこの時代も非常に大事なときである。

そしてもう一つ、中国と日本のいわゆる相互観と言いますか、中国人がいかに日本を見ていたか、それから日

本人が中国をいかに見ていたか、その相互観念、相互認識が、この1900年から1911年までの十年間には、案外短かったけれども中国人にしても日本人にしても双方の相互認識が案外一致していました。その後の辛亥革命が終わってから1924年になりますと孫文がいろいろ話をしまして考え方を変えましたけれども、しかしこの十年間は相互は非常に一致していた。簡単に言いますと中国の人たちは日本が近代化のモデルと見て、そこからいろいろ学ばなければいけない、そして日本の人たちは、むしろ日本を近代化の優等生として自覚をしていまして、いろいろな知識を中國の人たちに伝えるという姿勢が非常に強かったです。案外こういう相互認識の一一致した時代というのは、それほど長くはなかったのですが、この十年間は非常に大事な時だったと思います。ですからそういう意味で黄先生のこの時期の選定というのは非常に適切だと私は思います。

3 東アジア国際社会から近代世界へと

それからもう一つ、結論的に言いますと、黄先生は、法政大学はその当時、近代法制知識の運搬者の育成という大きな歴史的役割を果たしたという評価をしましたがこれは非常に適切だと思います。それにつきまして私の方からもうちょっと視野を広げて、東アジアにおける中国と日本の十年間、1900年から1911年、私もこの時期に限ってお話を進めていきたいと思いますが、その当時の中国と日本の位置付けと言いますか、それと関連して、法政大学のその当時の役割と位置付けについて、二、三お話し申し上げたいと思います。

近代初期におきましては東アジアの情勢から考えてみると、法政大学の速成科の中国留学生が非常に大きな歴史的な痕跡を残しておりますが、結局その当時のアジア情勢とそれから中日両国の情勢と大いに関連しておりまして、中国への西洋知識伝達の仲介の中心の一つとして法政大学は大きな役割を果たしていたと評価して、非常に適切だと考えられるわけです。

結局、前近代前までは東アジアとしては一つ固まった、あるいは閉鎖された国際社会であった。それでその国際社会の中にはいわゆる東アジア的な礼儀的システムができていまして、中国も日本もその国際社会の中に含まれていました。しかし、19世紀の中期になると、一

近代初期の東アジアと中日関係

つは西洋文化の東進、それからもう一つは西洋列強の武力的侵略、そういう二つの要素があって、東アジアの国際情勢としては非常に大きく変わりました。まず一つ大きなきっかけとしては、1840年に起こった、中国とイギリスの間のいわゆる阿片戦争ですけれども、最初は林則徐が阿片を禁止する禁煙運動をやっていました。それで結果的には阿片戦争に清国政府は負けてしまったわけですから、その情勢にむしろ中国の知識人よりも日本の武士階級あるいは知識人たちは非常に早く反応しまして、その後いろいろな意味で西洋の知識を身につけまして、最終的にだれでもわかると思うのですけれども、明治維新を行って西洋の知識を導入して国家と民族の近代化を進め始めました。

4 近代への歩みの相違

その当時の情勢から考えてみると、林則徐が禁煙をやりましたけれども結果的に失敗してしまったわけです。しかし林則徐が流刑に流されてしまいましたが、彼の友達の一人に魏源という人がいますが、この人は林則徐の側近で禁煙活動もいっしょにやりましたし、いろいろな意味で林則徐に進言をしたという人物です。この魏源という人は禁煙運動も経験しましたし、最終的に阿片戦争の失敗も苦い経験として記憶しております。ですからその後彼は『海国図誌』という非常に厚い本を編纂いたしまして、西洋列強の地理、国的情勢について、いろいろ翻訳をしてそれを編纂しました。この『海国図誌』の中で魏源はいわゆる当時の清朝政府と違った方針を出したわけです。つまり「夷狄の長所を学んで夷狄を制する。」簡単に言いますと西洋の知識を身につけて、西洋列強に対抗する。そういう方針を出しました。ご存じのように清朝政府としては、イギリスにてもそういう西洋の国々の人たちは結局夷狄ですから、そんなのはどうでもいい、われわれはそんなものは相手にしないという方針をずっと続けていましたので、むしろ魏源の出した夷狄の長所を学んで夷狄を制するという方針は非常に当時としては新しい意義を持っていました。

しかし中国では重い伝統を背負っておりましたから、転向はなかなかできなくて、長い間非常に頑固に、従来の前近代の方針を清朝政府が持っていたわけです。逆に日本の知識人たちは非常に早く阿片戦争の情報をキャッ

チしまして、その当時の統計によりますと、『海国図誌』をいち早く合計百二十一冊日本に輸入しました。当時の下級武士ですけれども、佐久間象山という人はいち早く『海国図誌』を入手して、阿片戦争の情勢を判断し、最終的に「おれは魏源の海外の同士」といって、大いに魏源の方針に賛成を表明しました。そして結果的には日本は明治維新を行って西洋の知識を導入して、国家と民族の近代化を進めて、東洋の中の近代国家として位置付けられる。逆に中国ではその当時は戊戌変法運動もあったわけですけれども、最終的には失敗に終わってしまった。清朝政府の頑固派の人たちは、昔のままそういう政策をずっと実行していたわけですから、なかなか近代化は考えられなかつたという情勢だったのです。

ですから19世紀の末期、20世紀の初期の時代には、むしろ当時の清朝政府にても特に中国の知識人は日本をモデルと見て、日本から経験と教訓を学んで、中国の近代化を図るという機運が非常に高まっていました。一つ例を申し上げますと、1898年当時中国ではむしろ変法という基本的な主張がはやっていました、康有為が変法運動を起こしました。この変法運動ですが、変法運動のさなかに当時の清国の皇帝である光緒帝は一度伊藤博文と会見し、そして日本の状況についていろいろ話を聞いた。ですから皇帝は日本人からそういう話を聞いて、あくまでも日本の経験はどうなっているのか、それを一つの大きな知識として身につけたかったのだと思います。そこから考えてみてもわかるように、清朝政府としてはあくまでも日本を近代化あるいは強国あるいは富国強兵と言いますか、そういうモデルとして位置付けておりました。

問題はその後ですけれども、つまりいま黄先生が扱っている時期ですが、清朝政府は変法派を弾圧しましたけれども、その当時の歴史的潮流として、すでに近代化を進めなければいけない。ですからむしろ変法派が出した一部の内容を実質的に実施しようとしていました。その一つは立憲詔書の発布です。

5 近代初期のモデルと見られる日本とその制限

それからもう一つ、私が申し上げたいと思いますけれども、民族自覚の意識が非常に高まっていた時期です。近代化を進めようとする民間の知識人たちの考え方です。

国の運命を心配して、西洋の知識を勉強して、強い国、富国強兵という方針で運動を展開していった。その代表的なものとしては孫文が興した革命運動です。そういう機運が非常に高まっていたわけです。

ですからそういう位置付けからいきますと、その当時の東アジアの世界では、日本が近代化のモデル、中国の知識人が日本をモデルとしてそこから勉強する。いろいろな具体的な知識を勉強するという意味で、法政大学の速成科が非常に大きな意義を持っている。簡単に言いますと三つ挙げられると思います。一つは近代法制知識を中心とする西洋的学問の伝達。もう一つは人材の育成。最初これは清朝政府あるいは清朝政府の日本駐在公使から、いろいろ話があったわけですから、立憲活動、いわゆる立憲を準備するための人材を育成するという意味があつたわけですけれども、それと同時にさつき申しましたように、いわゆる革命派のほうも勢力をずっと拡大していましたから、むしろ革命派の人材育成として位置付けられると思います。それから三つ目としては、革命派の組織の結集。いろいろな調査によって分かったのですが、革命派はむしろ法政大学の速成科を拠点として組織の集結と拡大をずっと進めておりました。ですから法政大学の速成科は革命家たちが合流したところにあたっていたわけですけれども、これが当時の法政大学の速成科が果たしていた大きな歴史的な功績だと思います。

最終的に二つだけお話し申し上げます。一つは法政大学は非常に大きな歴史的な功績を残しておりましたけれども、しかし当時の日本政府としては政策の判断が誤っていたということがあって、功績があったにもかかわらず、最終的に留学生取り締まり事件が発生して、その後は一応終息してしまいました。全体として日本政府はその当時、最初は清朝政府と手をつないでいろいろやっていく。その後は袁世凱を支持する。結局革命派の勢力をあまり認めていなかったという政策の判断に問題がないわけではないということで、議論する余地があると思います。

それから二番目。黄先生の論文は「近代地方自治制度の導入」つまり立憲改革の担い手として育成されたというふうに評価しているわけですけれども、これはもちろんそうだと思います。しかし当時の清朝政府がイニシアチブを持って立憲活動というものは、結局不発に終わってしまったわけですから、逆に汪兆銘だとか胡漢民

近代初期の東アジアと中日関係

だとか、その後の辛亥革命の活動家たちは速成科で成長していた。ですから革命派の力の集結、あるいは人材育成にも大きな功績を、法政大学の速成科が残していたと

見たほうが、もうちょっと大きな意義があるだろうと思います。

国家主権を越えて

国立台湾大学日本総合研究所所長・教授 許介鱗

台湾大学から来ました許介鱗でございます。ぼくは要點的に第一は人材育成についてお話しします。先ほどお話しした戊戌変法のとき、必然的に失敗するというのは、1898年戊戌変法の時は、中国にはそういう人材がないからです。法律も行政についてもそうです。法政大学が清国留学生を受け入れたのは1904年、日露戦争の時です。どうして日露戦争の時に設立したかは別として、少なくともその起りといふのは1898年戊戌政変です。そしてその目的といふのは、設立趣旨書を読むと、梅謙次郎總理は清國のための「變法」と書いております。設立趣旨書を読んでご覧下さい。そしてそこで清国大使楊枢は、中国が早く「維新」するように、その精神をもって變法維新を推進しました。しかし1898年の時点では、戊戌変法が仮に成功しても必ず失敗します。つまり人材がないからです。例を挙げると1945年マッカーサーが来る。その時に日本には幣原喜重郎、吉田茂がいます。東京は焼け野原になつても再建できました。どうしてかというと人材がいます。その時中国には人材がない。だから必ず失敗します。これが第1点です。

第2は官学と私学の役割について。官学はたいてい体制維持の学です。体制維持の学からすると美濃部達吉の天皇機関説もやはり体制維持です。体制を補強するという論です。それで私学も勿論そうですが、多少なりに明治政府を藩閥政府と批判します。だからその時私学で留学生を育成したのは法政大学、早稲田大学、明治大学です。やはり隣の国でも少し助けようという精神があるのは私学のほうで、官学はもっぱら中央集権ばかり考えているのです。

第3番目の話は地方自治と中央集権です。徳川は地方分権ですが、明治維新からいままで日本はずつと中央集権です。1945年マッカーサーのGHQの下で軍部は解体され、そして警察、教育などを分権にしました。警察権も地方に、教育も。しかしまッカーサーたち米軍が帰ると、だんだんと中央集権になって、最近は地方自治

推進法とか行政改革をやつても、財政は中央が握っています。3割自治といふのです。3割自治といふのは、地方は3割の予算しかない。すると中央から委託金とか補助金とかに頼り、実際に3割のお金で7割の仕事をします。



7割のお金が足りない部分は中央から来ているではないですか。やはり中央集権ではないですか。それは日本の100年の歴史を見るとそうであります。

中国の歴史を見ると、中国は殷、春秋戦国、秦以降4千年の間どうして議会がないかといふと、中国は官僚制が発達しているからです。官僚制が発達しているから、官僚が税を徴収できる。その時イギリスみたいな野蛮なところは、官僚があまりいません。そこで国王が徵税で財政を確保できない。だから身分別議会を設けて市民にお金を出させ、戦費の捻出のために議会を設けるのです。そして議会の中に派閥ができて、派閥ができれば政党政治ができます。中国にはその必要がありません。しっかりした官僚がいて各地方から税を取り立てています。

しかし清王朝がつぶれると、次は軍閥割拠となり、そして蒋介石の時は北伐でやっと南北を統一したのも束の間、また毛沢東の時代に入って中央集権です。日本もそうですが中国もだいたい秦の始皇帝からずっとほとんど中央集権です。だからその中央集権のところにおける「地方自治」というのは、実際の役割は中央集権を補完するものにすぎない。

最後に21世紀に向けてのデモクラタイゼーション、つまり「民主化」の方向は主権国家ではありません。主権とは何か。主権国家とは何か。国家はすべてWTOの通りにやる。WTOとは何か。アメリカの企業家が作った世界貿易、または国際的商売をするルールです。それを守れと言ったら日本国は守ります。TMD（注：theater missile defense 戰域ミサイル防衛）に入りな

国家主権を越えて

さい、日本国は「はいはい、研究します、何とか入ります」。それでは主権というのは、国家主権というのはほとんど意味がありません。それに国家にはグローバルなことについては問題を解決できない。いまの大気汚染とか、中国大陸から酸性雨が降ってきてても、国家主権ではどうにもしようがないでしょう。そして国家は地方のことを処理するのもだめになっています。

だから次は地方が主権を持つ時代になる。地方分権というのは、中央政府が国家主権で中央集権制を敷き、セントライゼーションのパワーを持ち、そこで地方がおこぼれをもらうだけだ。それだから中央集権です。そこでぼくは沖縄の講演で、「政治学の辞典には『地方分権』しかない、『地方主権』という語彙を作るべきだ。政治学者

はしっかりしろ。」と言った。(笑) 地方主権というのは、地方というコミュニティ、生活共同体、そこで主権の主体性を取るんです。それが次の21世紀、国家主権に代わるものです。

日本の皆様は、頭からずっと国家主権ばかりを考えているからだめになってしまいます。日本はこれまで10年間だめになっています。だからこれからはもっとコミュニティの主権を考えよう。地方主権と言ったら、沖縄の人々はおおいに手を上げて賛成してくれました。今日のお話しさは多少オーバーして本当に恐縮いたしております。(笑) 終わり。

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と 梅謙次郎・小田幹治郎

法政大学ボアソナード記念現代法研究所委嘱研究員 李 英美

まず朝鮮統監府という名称についてのことです。ここで朝鮮統監府と書いていただいたのは現在の韓国との混亂を避け、題に時代性を表すために朝鮮という表記を用いたのですが、そもそもの正式名称は「韓國統監府」です。因みに、韓國統監府の後、日韓併合が行われてから設けられた總督府は、「朝鮮總督府」と称されます。それでは、なぜ韓國統監府という名称になったかについて申しますと、それまでに約500年間続いた朝鮮が1897年に「大韓帝国」と国号を変えたのですが、これを略称で呼ぶと韓国になるからです。そのことと関連して、今韓国では現在の韓国と区別するために、その時のことと古い韓国という意味から「旧韓」という言葉を使っていますが日本ではありませんので、ここではその時代性を表すために朝鮮統監府と表記しておきました。

本来の話に入りたいと思いますが、30分間ということですので、詳しく研究的なことは申し上げられず、ただお話しに大きな流れだけを申し上げることに致します。

1 「統監伊藤博文と法律顧問梅謙次郎」

梅謙次郎法学博士は、1905年11月第2次日韓協約が結ばれて初代統監に就任した伊藤博文によって、1906年に韓国政府の法律顧問として招聘されるのですが、彼は法政大学における中国留学生のための「法政速成科」の運営とは違って、直接身をもって韓国に行き、司法制度関連の諸政策を行いました。伊藤博文の最高法律ブレーンのような存在として、直接韓国の司法制度に約5年間関わることとなり、最後は韓国で亡くなるのでしたが、死因は腸チフスという病気で仕事の途中突然亡くなりますが、それは政治的なこととは全然関係ありません。

伊藤博文は韓国の保護政治を行うに際して、韓国施政改善という方針をもって行うのですが、その中でも司法制度の整備は急務中の急務であるとし、最も早く行うべき

事項であると掲げていました。その理由は、保護政治における施政改善の政策を行うためには必ずもって法律が整備されていないとその効果を得ることができないということと、二つ目は韓国における諸外国の治外法権を撤去するためであるということでした。

伊藤博文から梅博士を通して行われた韓國統監府の司法制度は、だいたい大きく三つに分けることができます。一つには、裁判制度を改革したこと。二つには法典の編纂、すなわち基本法典を編纂するために法典編纂事業を行なったこと。三つにはその法典編纂の資料として参照すべき全国的な韓國從来の制度や慣習を調査した慣習調査事業のことを挙げることができます。

2 「裁判制度関連政策」

まず、その中で裁判制度の改革についてですが、統監府における裁判制度改革以前の韓国にも近代的な裁判制度というものはありました。それは韓国政府（大韓帝国）が日本人の星亨（元衆議院議長）という人を法律顧問として迎え入れ、一応日本の裁判制度をまねた制度を作らせたものでしたが、前近代から近代への過度期的状況の韓国社会であったがために、実際には計画どおりに運用されていない形式だけのものであったと言えるほどのものでした。そのようなことを含めて韓国社会が色々と政治的な試行錯誤を繰り返している内に統監府が設けられたという事情があります。

（1）法務補佐官制度

統監府の裁判制度関連政策中最も最初に行われた制度は、韓国は当然近代的な裁判制度を行っていなかったので、言い換えて、確立されていなかったと言うか否むし



朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

ろ確立以前の、つまり始まつてもいなかつたと言えるほどの状況でありましたので、行政官が裁判を仕切っていました。そのため行政官は裁判に関する専門知識がなかつたのです。それを補うために、日本の現職判検事を韓国に招聘して、その行政官の補佐官として務めさせるという「法務補佐官制度」から始まることになりました。この「法務補佐官制度」において梅博士は、人選を行いました。資料によると梅博士の直接面談によって行われたらしく、ある人（司法官）は梅博士の小石川にある自宅に行って面談を行つたということでした。そのような梅博士の人選を経て、日本全国の裁判所から集められた人たちが法務補佐官でありました。「法務補佐官制度」には法務補佐官と法務補佐官補がありまして、全部で27名でした。レジュメのⅡの1、3)に資料がありますが、そこには法務補佐官と法務補佐官補27名のうち法政大学出身者が4名、となっています。

この中に小田幹治郎という名前がありますが、小田は法政大学出身で当時長野地方裁判所の判事でいましたが、梅博士の推薦によって韓国に行くことになったのです。この小田という人をなぜ私が特別に論文で取り扱つたかと申し上げますと、梅博士の衣鉢を継いだというか、そのような理由からでした。伊藤博文が亡くなり、梅博士も亡くなる、そして日韓併合とともに朝鮮総督府時代に入るのですが、小田は総督府時代にも残つて韓国慣習関連政策のトップのところにまで登りつめ、統監府時代の梅博士による慣習調査の影響を総督府時代の慣習関連政策にも及ぼしたという意味から取り上げました。

「法務補佐官制度」は以上のような人事からなつたのですが、補佐官たちは韓国で経験したことをその都度、様々と日本の『法律新聞』というところに寄稿していました。その記事が大事な意味を持つのは、当時過渡期的韓国社会全体の問題点というか、そのようなことがリアルによく描写されているということです。その中でも司法制度に関する問題点及びその改善点がよく現れているので、当時韓国の司法制度状況を知る上で色々と参考になりました。

『法律新聞』とともに同制度を知る上でもう一つ重要な資料は、「法務補佐官会議」というものです。この会議は彼らが任地に着いて5ヵ月後に伊藤との間に行われた会議ですが、そこで韓国司法制度上の様々な改善すべき

ことについての協議がなされたのです。その内容を見ますと、同制度を運営するに当つては制度上の問題も色々とありましたが、何よりもまして一番問題であったのは同補佐官たちと韓国人官吏との間のトラブルのことであったそうです。そこには、彼ら法務補佐官の立場が韓国人官吏を補佐することにあつたため、韓国人官吏は補佐官としての彼らの意見をなかなか聞き入れなかつたということがよく表れていました。

そして、そのような法務補佐官制度の成果という観点からあげられるのは、「法務補佐官会議」の結果「法律第1号、2号」というものが制定されたことです。これらの法律はレジュメの資料②にあります。これら法律の意味する一番大事なことは、韓国から拷問をなくしたことです。拷問による自由主義の問題点については、彼ら法務補佐官たちが韓国の裁判現場を直接目にした最初の時から、残酷で非人道的であるとし、いち早くその廃止を主張していたのでした。昔の日本もそうであり、法政大学と深い関係をもつていたボアソナード博士によって拷問がなくなつたのですが、韓国においては彼ら法務補佐官によって拷問がなくなつたということになります。このことと関連した一つの試みとして拷問がなくなるのはフランス、日本、韓国という図式が描かれるのではないかと考えてみました。

そして、「法律第1号、2号」という法律の制定と関連して推測されることは、当時日本の裁判制度をそのまま韓国に持ち込んで直接実施すれば時間も経費もあまりからなかつたはずであったのに、強いて日本人裁判官を韓国の裁判所に採用して法務補佐官という制度を実施したのは、伊藤は保護政治の当初韓国の裁判制度を生かしていくこうと考えていたからではないかということです。このことをめぐる議論には色々な見方や見解などがありましょうが、私はそういうふうに思っております。

(2) 「次官時代」と「裁判所構成法」

統監府時代の裁判制度関連政策における二番目の時期に入りたいと思いますが、この時期は次官時代と称されています。1908年から9年までの時期ですが、「法務補佐官時代」から「次官時代」に変わったのは、「第3次日韓協約」の締結によって統監府の官制が大幅に改正されたからです。「第3次日韓協約」が結ばれた大きなきっかけ

かけは、1907年の韓国の皇帝（そのときは帝国なので皇帝と称す）高宗が、日本による韓国保護政治と統監府の設置は国際的に不法であるということを世界に訴えるため密使を「ハーグ国際会議」に送ったのですが、そのことがあとで日本政府に知らされた結果、韓国皇帝高宗が譲位させられ、韓国の軍隊が解散、そして「第3次日韓協約」が結ばれるに至ったのでした。この事件が明らかにされた時伊藤は、自分が韓国の皇帝に裏切られたという気持ちになるのです。自分は一生懸命に、韓国の施政改善と韓国皇室康寧のために尽くしていたのに……というようなものでした。

とにかくこの事件の結果、韓国の政府各省に日本人次官を置くことになったのです。よって、司法制度においても法部（法務省）には日本人次官（倉富勇三郎）が任命され、裁判所には日本人裁判官が採用され、彼らによって直接韓国の裁判が司られることになりました。これが所謂「次官時代」と言われる所以です。次官時代と関係したとしても大事なことは、梅博士が「次官時代」から施行すべき新しい裁判制度のための新「裁判所構成法」を制定したことです。この新「裁判所構成法」は、今日韓国で行なわれている近代的裁判制度を本格的に導入実施した最初の法になります。そのためにこの「次官時代」を「韓国裁判所創設時代」とも言います。先にお話しした統監府設置以前の星亨による「裁判所構成法」もありましたが、それは殆ど運用されていませんでしたので、その時からは計算しないのです。この梅博士による新しい「裁判所構成法」による裁判制度から、韓国の裁判所が本格的な裁判制度を運用開始した時であると言われています。その内容を見ると、大審院・控訴院・地方裁判所・区裁判所の4階級からなる3審制度を初めて採択したこと、様々な系統別の事務制度を置き今日の事務局の元祖をなし、また従来において様々な法制定の必要事項を書いた各法の付則を施行法と称される単行法として設けたことなどは、全部今日の韓国裁判制度にまで残って受け継がれています。

その規模ですが、当時としては空前の規模でした。大審院が1カ所、控訴院が3カ所、地方裁判所が8カ所、区裁判所が112カ所、そして司法官の総数が220名でした。因みに、梅博士は当初計画では総数401名を考えていたほど、裁判制度の改革に全力を注いでいまし

た。220名の中で日本人司法官は160名で、日本の現職判検事の中から選ばれて韓国の全国各裁判所に任命されました。また地位の高い人の人事内容を見ても、当時日本司法界のそうそうたるメンバーが就任しました。ところが、規模が大きかったためか、法官を任命することにとても時間がかかり、またすぐに実行できると思った裁判所の開庁が、裁判所が新設されることによる建物の確保（新築）に時間がかかり、またその付属設備である監獄署の設備及び建物確保の必要が生じたことによつて遅れていきました。

そして、「刑法大全」と関連した問題もありました。これは韓国既存の唯一の法典と言えるものでした。その前に「経国大典」を始めとするいくつかの法典がありましたが、それらは朝鮮500年間を通じて行われたものとして、近代的法律というよりは儒教を重んじる社会及び国家の統治規範というようなものでした。そのため「刑法大全」という法律を大韓帝国時代（旧韓）に約10年間の時間をかけて作りましたが、これを梅博士による新「裁判所構成法」の施行に合わせて改正・修正する必要が生じたのです。

以上のような理由から時間がかかったので、最終的には各級裁判所の全部と区裁判所の中の16カ所だけが開かれることになり、残り区裁判所の開庁は次々と延期されました。

（3） 伊藤の対韓統治方針転換と司法権委託

こうして新「裁判所構成法」の完全施行が遅れている最中に第3期の「司法権委託時代」を迎えることになりました。「司法権委託時代」という事態が生じたことには色々な原因があったのですが、決定的なことは伊藤が韓国司法制度の改革はもうだめだと諦めて考え方を変えたことによるものです。独立した韓国司法制度の運用という方針を変えて、韓国の裁判制度を含む一切の司法権を日本に委託させたのです。

以上の三つの時期に分けて、統監府時代の韓国裁判制度改革に関して見てきました。

3 「法典編纂事業」

続いて、統監府司法制度に関する二つ目の事業として

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

は、法典編纂事業のことがあげられます。韓国政府の法律顧問として迎えられた梅博士に伊藤が韓国的基本法典の編纂を全部委ねたのですが、その基本法典としては刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法及び付属法令があげられます。この中で梅博士は民事法の方を起草担当することになりました。梅博士は法典編纂に先だって、韓国には一体どのような従来からの制度及び慣習があるのか、それを調べるために「不動産法調査会」というのを韓国内閣内に先ず設けました。「不動産法調査会」では、特に土地所有（不動産）に関する韓国の従来の慣習及び制度（物権変動）にはどのようなものがあるかということを調べるために、10項目の土地（不動産）に関する実地調査を、すべて梅博士の法政大学での教え子たちを調査員にして調査を進めました。最初は梅博士自らも全国各地方に行って、調査に加わりました。この「不動産法調査会」における調査結果から、梅博士は韓国には近代的な意味での所有権概念とは少し違った韓国固有の伝統的な所有権意識が存在すると確認したのですが、このことは梅博士が起草制定した「土地家屋証明規則」という法律の施行と関連して重要な意味をもつものでした。「土地家屋証明規則」については、今日においてもなおその評価が分かれることですが、その評価のことはさておき、同証明規則の起草に梅博士の先ほどの「不動産法調査会」で確認した韓国の人所有権意識存在という認識が大きく影響したのではないかと思われるところです。

（1）「土地家屋証明規則」の施行

では「土地家屋証明規則」とはどのようなものであったかと申しますと、梅博士は不動産に関する基本法典として恒久的な法典を制定するためにいろいろ調べていたのですが、当時韓国には日本人がたくさん入って来ており、色々な意味で土地取引上に弊害が起きていました。当時韓国では外国人の土地所有が禁止されていたことに加えて、詐欺行為、虚偽文書、二重売買やその他の土地取引上の問題などがありましたが、所有権に関する公示制度がなかったのです。そこで土地取引上の当面の弊害を防ぐための一時的な臨時法を制定すべきであるということで韓国側の大蔵と伊藤との間で意見が一致しました。そのための法律として「土地家屋証明規則」を公布するに至ったのであります。制定過程には色々なことの経過

があり、詳しく見るべきですが、残念ながら今日は時間がなくて申し上げられません。

結果として同法律は、それまでに禁止されていた外国人居留地と居留地外10里（日本里で1里。現在の韓国においても1里を10里と表記します）以外の外国人の韓国土地所有制限事項をなくしたのです。つまり、外国人も韓国全国の土地を所有できるようにしたのです。そのために、この法律についての評価は大きく二つに分かれていますが、一つは現在に至るまでの日本による韓国土地収奪の立法第1号であるとするものです。当時外国人とは主に日本人でありましたので、そのような評価がなされています。またそれとは全く違った評価として、近代的な土地所有権制度を韓国の土地に確立するための転換点であったとするものです。それは、当時韓国は近代的な意味での土地所有権が確立されていなかったことと、そのことによって例えば家屋と宅地の関係については、家屋売買の際には土地が家屋についてくると考えられていたこと、無主空山（むしゅくうざん）という「人民」（梅博士の言う）誰もが任意に使用できる無主の山であるというような意味を持つと考えられていたことなど、そのような時代にあったので同法律は近代的な土地所有権への転換点としての意味を持つという評価です。前者の評価とはまったく違うものです。「土地家屋証明規則」はローマ法的絶対的排他的資本主義的個人的所有権を韓国に導入するきっかけを韓国に与えた法律なのですが、私が思うには、これは先にお話しした「不動産法調査会」で韓国にそれなりの所有権概念があったという調査結果に基づいて、梅博士がもう韓国にローマ法的な所有権概念を導入してもいいのではないかと考えて用いたのではないかということです。

4 「慣習調査事業」と『慣習調査報告書』

法典編纂事業においては以上の「不動産法調査会」の他に、「法典調査局」というのがありましたが、これは先ほど話した「第3次日韓協約」によって統監府の官制が改正されることによって、「不動産法調査会」が「法典調査局」にその名称を変えられたものです。同局でいよいよ本格的な法典編纂事業が行われることになりましたが、刑法刑事訴訟法に関しては、先ほどの裁判所次官時代に

韓国の法務次官として迎えられた倉富勇三郎という人が「法典調査局」の委員長として据えられ、その起草に関わりました。梅博士は同調査局の顧問として迎えられ、その下の事務官を小田に務めさせたのであります。「法典調査局」で梅博士は民法民事訴訟法の方を担当しましたが、日本とは違って韓国では「民商二法統一法典」の制定を構想し、民法典商法典を一つの法典として作ることを考えていました。そのために、日本の法律編成に沿った206項目の民事事項と商事事項に関する韓国従来の慣習及び制度調査事項を、これまた全員法政大学出身の調査員に頼んで調査を行いました。

この調査は大掛かりな調査として、韓国全国のそれまでの民商事に関する慣習を調査しましたが、梅博士が亡くなるまでの調査期間は約2年半でした。調査方法を見ると実地調査という方法と典籍調査という方法がありました。典籍調査とは、韓国の古い法典や文献、各種文書などを調査する方法でした。しかし、この慣習調査における調査方法には、典籍調査の方より実地調査の方に比重が置かれていました。実地調査とは、日本人の調査員と韓国人の通訳が一対となって、全国各地に一定期間泊まりながら調査を行う方法でした。因みに、ここで的一定期間とは、一つの例をあげますと、1ヶ月ぐらいであったという記録があります。調査当時韓国では反日運動、義兵運動があり、日本人の調査員にとってはある意味では大変な状況であったようです。資料を調べてみると色々な事情がありました。そのようにして、全事項の調査を行った地域としては全国13カ道（道は日本の県）、特殊事項調査地域として9カ道を調査しました。この調査が全部終わる前に梅博士が亡くなっています。梅博士が亡くなってから4日後に日韓併合が行われましたが、日韓併合後小田は、調査員たちが調査した個別的な調査報告書をまとめて『慣習調査報告書』として編集し編纂しました。この『慣習調査報告書』が今日にまで残っているのですが、『慣習調査報告書』のどこにも統監府ということが書かれていませんし、梅博士の名前も書かれていなく、また小田の名前もありません。「法典調査局」委員長の倉富の名をもって、朝鮮総督府時代において編纂されたからです。

5 「伊藤の対韓政策観」への一考察

終わりに少しだけお話ししておきたいことは、伊藤の対韓国政策に関する考察についてのことですが、日韓併合を行った、つまり韓国の主権を奪いとった首謀者は伊藤ではないかというのが多分イメージとしての通説であろうと思われますが、そのようなイメージについて少し明確にさせておくべきではないかというのが私の考えです。そもそもみなさんが統監府と総督府の区別についてあまり考えていなかつたことにも問題があると思うのですが、「韓国統監府」というのは日本が韓国に保護政治を行ったものとして、この時は韓国の外交権は剥奪されましたかが主権はまだ韓国政府にあったのです。要するに韓国は日本の保護国にはなりましたが、韓国という国はまだ存在していたということです。それに比べて「朝鮮総督府」時代というのは韓国は日本に併合されてしまい、韓国の中のものが全くなくなった時代です。当然韓国という国号もなくなり、日本は国号を朝鮮という呼び方に改称させてしまいました。そのような意味から統監府と総督府は明確に区別して考えるべきであります。それでは統監政治を行った伊藤はどのような考え方を持った人であったか、そのことを統監府における司法制度を通して考えてみると、韓国の司法制度を生かしていくこうとしていたことが統監政治実施当初の伊藤の考え方であったことが確認されます。要するに、韓国に統監政治を施した当初伊藤は韓国を日本に併合するという考え方を持っていなかつた、どこまでも保護政治を全うしようとしていたということです。

先にお話したとおり「法務補佐官制度」に見られる統監府の裁判制度などは、当時運営中の韓国裁判制度をそのまま生かし、日本の司法官は唯韓国の裁判官を補佐するという韓国裁判制度を発展させていくための装置であったのではなかったかということです。そして慣習調査と関連してのことですが、ここで申し上げるまでもなく慣習調査は伊藤博文の考え方というよりは梅博士の考え方に基づくものでしたが、慣習調査を行ってから法典を編纂することの意味するところは、日本とは異なる韓国の従来大事に受け継がれてきた伝統的な慣習及び制度を法典に生かし、日本とは異なる韓国固有の独自な法典を編纂しようとした趣旨からのものであったということです。このことから、伊藤の考え方というのは、裁判

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

制度だけでなく法律においても日本とは区別された韓国の法律を作らせようとしていたということがわかります。やはり伊藤は、韓国は日本の保護国ではあっても独立国として保全させていこうと考えていたのではないかと思われるところです。しかし結果的には、伊藤は韓国併合に賛成し、その方向に沿って動きました。このことは歴史的事実ですが、このことは統監政治当初の伊藤の対韓統治方針を変えたということを意味するものでもありました。このようなことから、統監府と総督府につ

いては連続と不連続の面を分けて考えるべきであるというのが、私の考えです。付け加えまして、今後の研究課題として、これまでには統監府の司法制度関連政策という政策の面からの、政治的な、上からの、統監府時代の司法制度を考察してきたのですが、これらの諸政策が韓国社会及び韓国人の実生活にどのように反映されていたかということについて、判例分析の面から、実生活上における、下からの、研究をしていきたいと思っております。以上です。どうもありがとうございました。

(当日配布のレジュメおよび資料)

旧韓国統監府の司法制度関連政策

- I はじめに
- II 裁判制度の改革
- III 法典編纂事業と慣習調査
- IV 終りに

I はじめに

・統監府の名称

朝鮮：1392～1897年（李成桂による朝鮮王朝建国）
 大韓帝国（韓国、旧韓）：1897～1910年、「韓國統監府」
 日韓併合後（朝鮮）：1910～45年、「朝鮮總督府」
 大韓民国（韓国）：1948年、大韓民国政府樹立～現在

・1905年11月第2次日韓協約：韓国の保護国化（韓国外交権の剥奪、統監府設置）

・歴代統監

伊藤博文：1905年12月～1909年6月（辞任、同10月暗殺）
 「韓國施政改善に関する協議会」
 （伊藤統監と韓国諸大臣との会議、毎週火曜・翌日御前会議、伊藤全66回中36回）
 曾禰荒助：1909年6月～1910年5月（辞任）
 寺内正毅：1910年5月～同10月（陸相兼任、のち初代総督）

・日本の朝鮮（及び韓国）施政改善計画

- 1、大鳥圭介駐韓公使「内政改革案五か条」（1894年7月、同8月日清戦争）
- 2、井上馨駐韓公使、「内政改革綱領」提案（同11月）
- 3、統監府の施政改善策：司法制度の整備、金融制度整備（銀行設置・官中府中の区分・皇室財政整理・貨幣整理）、教育振興、殖産興業など

・統監府の司法制度関連政策：裁判制度の改革、法典編纂事業、慣習調査事業

・梅謙次郎：韓国政府法律顧問（1906年7月～1910年8月、「不動産法調査会」会長、「法典調査局」顧問）

・小田幹治郎：和仏法律学校卒業、長野裁判所現職判事のまま渡韓、法務補佐官、「法典調査局」事務官を経て、中枢院書記官など朝鮮総督府における韓国慣習関連政策に従事、1907年1月～1923年5月（依頼免官）

II 裁判制度の改革

第1期：法務補佐官傭聘時代、第2期：次官時代、第3期：司法権委託時代

1、法務補佐官制度（1907年1月～1908年7月）

1) 統監府設置以前の韓国裁判制度状況

- ・1894年法律顧問星亨による「裁判所構成法」（法部、全国13の地方裁判所と各級裁判所存在）、「経国大典」及び「刑法大全」などの基本法典（統治規範）存在、裁判制度の未確立（行政と司法の未分離、裁判官の専門的裁判知識の欠如、裁判所の行政官庁との合設、拷問制度による自白主義、監獄設備の不足、賄賂の横行、民事被告人の拘留、罪因未決者の長期・無期限拘留）
- ・韓国における日本人の裁判の存在（2審制）：初審裁判所（治外法権を行使していた従来の駐韓日本領事裁判権を引き受けた統監府下部機関の理事府）、統監府法務院（理事府裁判に対する上訴審を管轄、京城）

2) 伊藤の韓国司法政策観

- ・韓国司法制度改革の緊急性：韓国における諸外国治外法権の撤廃、公正な裁判制度と基本法典が具備されていない韓国の国政改善を図るため
- ・懸案：将来韓国内の司法権を、日本の裁判権下に統一するか or 日本保護下における韓国裁判権として帰一させるか
- ・漸進主義：現状を維持しながら漸次改良

3) 専門的裁判知識を有する現職の日本人司法官を傭聘し、韓国人判事の裁判事務を補佐させる（人選：梅の直接面談の形式、統監府職員でない）（資料①）

- ・法務補佐官（15名）：中村竹蔵・首席（函館地方裁判所検事正検事、平里院）、安住時太郎（東京裁判所検事検事、漢城裁判所）、島村忠次郎（東京裁判所判事判事、京畿裁判所）、大谷信雄（仙台地方裁判所判事判事、忠北裁判所）、竹村昌計（東京地方裁判所判事判事、忠南裁判所）、青木幹造（退職検事、全北裁判所）、桶口廣業（神戸地方裁判所判事判事、全南裁判所）、松下直美（退職判事、慶北裁判所）、志水高次郎（宇都宮地方裁判所検事検事、慶南裁判所）、栗原藤太郎（白川区裁判所判事判事、黄海裁判所）、大友歌次（横須賀区裁判所判事判事、江原裁判所）、小田幹治郎（長野地方裁判所判事判事、平北裁判所）、中村敬直（山口地方裁判所部長判事、平南裁判所）、管友次郎（福井裁判所判事兼福井地方裁判所判事判事、咸南裁判所）、祐乘坊？郎（平区裁判所 判事判事、咸北裁判所）
- ・法務補佐官補（12名）：伊藤正秋（大審院書記裁判所書記、馬山裁判所）、石井瀬太郎（大審院書記裁判所書記、釜山裁判所）、木村競次郎（栃木区書記裁判所書記、仁川裁判所）、伊藤孫太郎（東京地方書記裁判所書記）、鈴木林次（前橋地方書記裁判所書記、群山裁判所）、高田慶次郎（宇都宮地方書記裁判所書記、元山裁判所）、渕信三（浦和地方書記裁判所書記、城津裁判所）、福田武一郎（熊本地方書記裁判所書記、済州島裁判所）、石橋義夫（東京地

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

方書記裁判所書記、慶興裁判所)、梅原正記(東京区書記裁判所書記、義州裁判所)、松野孫次郎(浦和地方書記裁判所書記)、長濱三郎(官職なし、木浦裁判所)

4) 法務補佐官会議

- ・任地赴任約5ヶ月後、京城の法部にて6月12日から4日間：実務に関する打合せと将来の改善について協議(伊藤統監と法務補佐官)
- ・『法律新聞』：韓国各地方に赴任された法務補佐官らからの書信
- ・成果：法律第1、2号制定(資料②)、表勅(韓国法部大臣)(資料「法政大学の歴史 その31」)

2、次官時代(1908年8月～1909年7月)

1) 「第3次日韓協約」(1907年7月)と統監府官制改正

- ・行政と司法の区分(第3条 韓国の司法事務は普通行政事務と之を区別すること)
- ・政府各部(省)の次官に日本人任用：法部次官倉富勇三郎

2) 新「裁判所構成法」

- ・大審院・控訴院・地方裁判所・区裁判所の4階級からなる3審制度を始めて採択
- ・各級法院に司法行政事務の監督者(所長・院長)、書記課(今日の事務局の元祖)、裁判部(刑事部・民事部)を設けて部長制度を置く
- ・特別法院の王族裁判制度を変更(刑事案件は一般法院、民事事件は同地方法院に)
- ・施行法と称する単行法を設ける(法制定における経過規定などの必要事項について、従来は各法の附則として)

3) 規模：1大審院・3控訴院・8地方裁判所・112区裁判所、司法官総数220名(うち日本人160名)

人事：大審院長渡辺暢(東京地方裁判所長)、大審院検事総長国分三亥(大阪地方裁判所検事正)、京城控訴院長世古裕次郎(京都地方裁判所検事正)、平壤控訴院長土井庸太郎(広島地方裁判所長)、大邱控訴院長永島巖(和歌山地方裁判所長)

開庁：新法施行予定(1908年1月)、実際(同7月20日法部令第11号「各裁判所開庁期日」)、同8月1日各級裁判所の一斎開庁(区裁判所は16ヶ所のみ)

遅延理由：大多数の法官任命、庁舎確保問題(増設裁判所建物の新築)、刑法大典の假修正、監獄署設備確保の必要

3、司法権委託時代(1909年7月「韓国司法及び監獄事務の委託に関する覚書」～1910年8月日韓併合)

- ・韓国法部と裁判所の廃止、統監府司法庁と裁判所の創設

III 法典編纂事業と慣習調査事業

1、韓国政府法律顧問：梅謙次郎法学博士(韓国の法典を完備するための専門家として)

2、「経国大典」とその他：朝鮮建国500年以来の統治体制の大綱を規定した基本法典(規範、即ち礼こそが第一義的であり、法はその実践のための補完物。礼の重視・法の軽視)

3、「不動産法調査会」(1906年7月～1908年7月)

1) 土地制度改革の必要

- ・従来の制度：量案(資料③)・文記(資料④)(文記紛失、詐偽行為、一度も改正されたことのない量案、地方官吏の密帳、量案紛失、土地の境界の不明確=土地紛争・二重持ち主)
- ・韓国側：土地制度整理と歳入増加の効果を得る手段として、土地所有者に地券交付を主張
- ・伊藤：地券交付前に土地に関する法律制定を主張(先法律制定後測量)

2) 不動産に関する韓国従来の伝統的慣習及び制度の調査

- ・会長：梅博士
- ・10項目の土地(及び不動産)に関する実地調査(資料⑤)
- ・調査員：中山成太郎、山口慶一、平木勘太郎、川崎萬蔵、石鎮衡(法大OB)
- ・近代的意味での所有権概念とは違った韓国固有の伝統的な所有権意識の存在確認

(「今日に於ては一般に土地所有権を人民に認めて居ることは疑ひないやうに見ゆる、成程所有権の觀念は各国必ずしも一律ならずして、(中略) 予が謂ふ所の韓国の土地所有権が全く我国の今日に於ける土地所有権の觀念と一致するや否やは甚だ疑はしいけれども、要するに汎く所有権と称することを得る権利が韓国の人民に少なくも数百年前より認められて居ることは疑ひないと思ふ(中略)」梅謙次郎「不動産に関する韓国慣習一斑」『法曹記事』第18卷第6号、明治41年)

3) 「土地家屋証明規則」の公布施行

- ・目的(土地取引上の弊害防止)、当時の状況(居留地と居留地外10里=日本里1里以外の外国人土地所有禁止)
- ・伊藤：目下の緊急事項に対応すべき臨時法(梅：土地関連恒久法の制定予定)
- ・草案(法部、「不動産権所管法」)→修正案(梅、法律の専門的アドバイス)→法律第6号
(両者協議、「土地建物の売買交換譲り与典当に関する件」1906年10月16日)→勅令第65号(「土地家屋証明規則」、外国人規定特設、同26日)
- ・評価：土地收奪立法第1号(外国人=日本人に韓国内の土地所有を認める法的措置)
：近代的土地所有権への転換点(家屋と宅地の主従逆転、無主空山=人民誰もが任意に使用できる無主の山、近代的資本主義的土地所有権を強行させたもの)

4、法典調査局(1908年7月～1910年8月)

- ・目的：基本法典の編纂(「民法民事訴訟法刑法刑事訴訟法」)
- ・組織：委員会(委員長倉富、日韓人の委員)、顧問(梅)、事務官(小田)、慣習調査員

・梅：慣習調査に基づく韓国固有の「民商ニ法統一法典」の構想

（「（中略）予の持論としては日本に於ても之を二つの法典となすの必要なしと思はる、況んや韓國に於ては併せて一法典となすを便利とすと思ふ、抑て其民商を併せたる法典は日本の法律を其儘韓國に行ひうるかと云へは從令、合邦後と雖も不能なりと思ふ、先づ親族法相統法の二者は國々大に慣習を異にし居りて韓國の慣習は著しく日本の慣習と異なるか故に之に付て韓国人の為に特別の法律を要することは何人も異議なき所ならん、（中略）」「韓國の合邦論と立法事業」『國際法雜誌』第8卷第9号、明治43年5月）

5、慣習調査事業

- ・調査員：山口慶一、平木勘太郎、下森久吉、川原信義、室井徳三郎（全員法大OB）
- ・調査事項：日本法の編別順序に沿った民商事項の206項目

（民法・第1章総則50問、第2章物権30問、第3章債権54問、第4章親族53問、第5章相続23問、商法・第1章総則4問、第2章会社1問、第3章商行為11問、第4章手1問、第5章海商9問）

- ・調査方法：実地調査（日本人調査員と韓国人通訳、全国各地に一定期間滞在、全事項調査地域13ヶ道・特種事項調査地域9ヶ道38地域）、典籍調査（古法典・古文献・各種文書）（資料⑦）
- ・調査期間：約2年半
- ・調査結果：『慣習調査報告書』（個別の「慣習調査報告書」を編集し編纂・小田）（資料⑧）

IV おわりに

- ・伊藤の対韓政策：保護政治（韓国の独立・殖産富國、日本の利益）から併合の方へ転換
- ・転換の原因：韓国内閣・国王・国民との関係、日本国内の反対、経済的理由（資料⑥）
- ・統監府と総督府（連続と不連続）
- ・課題：（上記、政策の面における考察から）実生活にどのように反映されたかという考察へ（判例分析などをとおして）

主要参考文献

・資料

- 『慣習調査報告書』倉富勇三郎編、朝鮮総督府参事官室、1913年。
- 『朝鮮李朝時代民事法規慣習調査報告書』其の一・二・三・四、早稲田大学所蔵、年代不明（朝鮮総督府時代？）。
- 『慣習調査報告書・全州』法典調査局、ソウル延世大学校所蔵、1908年。
- 『韓国不動産ニ関スル調査記録』不動産法調査会、ソウル延世大学校所蔵、1906年。
- 『韓国土地所有権ノ沿革ヲ論ス』平木勘太郎、不動産法調査会刊、韓国国会図書館所蔵、年代不明（1906年頃）。
- 『韓国不動産ニ関スル慣例（第二綴）』不動産法調査会、ソウル延世大学校所蔵、1907年。
- 『韓国に於ケル土地ニ関スル権利一斑』中山成太郎、不動産法調査会、韓国国立中央図書館所蔵、1907年。
- 『朝鮮語辞典』朝鮮総督府、ソウル延世大学校所蔵、1920年。
- 『雜書綴』補佐官室、ソウル圭章閣所蔵、1907年。
- 『照会』梅謙次郎、「訓令」内閣参政大臣、「不動産法調査会案」（1906年8月～1907年11月）所収、ソウル圭章閣所蔵。
- 「土地及建物の売買・譲与・交換及典当の証明に関する規則及指令等要録」不動産法調査会、1906年、韓国国立中央図書館所蔵。
- 『調査事項説明書』不動産法調査会、韓国国立中央図書館所蔵、1906年。
- 『不動産法調査会報告要録』法典調査局、韓国国立中央図書館所蔵、年代不明。
- 『韓國ノ土地ニ関スル調査』支度部司税局、年代不明（1907年頃）、韓国国立中央図書館所蔵。
- 『朝鮮旧慣制度調査事業概要』朝鮮総督府中枢院、1938年。
- 『民事慣習回答彙報』朝鮮総督府中枢院、韓国国会図書館所蔵、1933年。
- 『日韓外交資料集成 一 日韓併合編』金正明編、巖南堂書店、1964・5年。
- 『朝鮮統治資料』金正柱、韓国資料研究所、1970年。
- 『日本外交年表並主要文書』外務省編、1965年。
- 『友邦シリーズ』友邦協会、1967～74年。
- 『復刻版韓国併合史研究資料』龍溪書舎、1995～6年。
- 『韓国施政年報』、『法政大学所蔵梅謙次郎文書目録』、『桂太郎関係文書』、『倉富勇三郎関係文書』、『旧植民地人事総覧・朝鮮編』、『法政大学史資料集』、『法学志林』、『法律新聞』、『皇城新聞』（韓国）、『統監府法令資料集』、『朝鮮彙報』、『外交時報』、『小田幹治郎遺稿』、『伊藤博文伝』、『伊藤博文秘録』、『朝鮮総督府官報』、『朝鮮総督府施政年報』、『外事局日記』（韓国）、『法学会論集』（京城帝国大学）、『朝鮮司法協会雑誌』。

・論文著書

- 梅謙次郎「韓国の話」『国家学会雑誌』第21卷第12号、1907年。
- 「韓国の典當」『法学協会雑誌』第26卷第10号、1908年。
- 「不動産に関する韓国慣習法一般」『法曹記事』第18卷第6号、1908年。
- 「法人に関する韓国慣習法一斑」『法学協会雑誌』第27卷第5号、1909年。

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

- 「韓国の法律制度に就て」『東京經濟雑誌』第1512・4号、1909年。
 「伊藤公と立法事業」『国家学会雑誌』第24巻第7号、1910年。
 「韓国の併合論と立法事業」『國際法雑誌』第8巻第9号、1910年。
 浅見倫太郎「韓国法系の歴史的研究」『国家学会雑誌』第39巻第7号、1921年。
 『朝鮮法制史稿』東京帝国大学博士学位論文、1922年。
 和田一郎『朝鮮土地地税制度調査報告書』朝鮮総督府、1920年。
 鄭鐘休『韓国民法典の比較法的研究』創文社、1989年。
 宮嶋博史『朝鮮土地事業史の研究』東京大学東洋文化研究所、1991年。
 田鳳徳「韓国近代司法制度史」『大韓弁護士協会報』、1970~7年。
 尹大成『韓国傳賈權法研究』三和院(韓国)、1988年。
 金炳華『韓国司法制度史』一潮閣(韓国)、1974年。
 内藤正中「韓国における梅謙次郎の立法事業」『島大法学』第35巻第3号、1991年。
 岡孝「明治民法と梅謙次郎」『法学志林』第88巻第4号、1991年。

資料① 韓国裁判制度における法務補佐官制度実施前後の比較

	改 正 前	改 正 後
法部 庁費年額	法部(法務省)補佐官1 1,700円	法部参与官嘱託、法部補佐官1、事務官2(新設)、通訳(韓人)1(新設) 3,000円(増額)
平理院 庁費年額	裁判長勅任1、首班判事勅任1、判事奏任3、首班検事勅任1、検事奏任2、主事10、300円	裁判長勅任1、判事奏任6(増員2)、検事奏任3、主事12(増員2)、法務補佐官1(新設) 1,800円(増額)
漢城裁判所 庁費年額	首班判事1、判事3、検事1、検事補1、主事8 300円	首班判事1、判事3、検事3(増員1)、主事10(増員2)、法務補佐官1(新設) 1,200円(増額)
13裁判所 旅費年額 庁費年額	判事(観察使兼任)	判事(観察使兼任)、検事1(新設)、主事1(新設)、書記2(増員)、法務補佐官1(新設) 600円(増額) 600円(増額)
11府裁判所	判事(監理兼任)	判事(府尹兼任・変名)、検事(參書官兼任・新設)、法務補佐官補1(新設)
濟州島裁判所 庁費年額	判事(牧使兼任)、検事補1	判事(郡守兼任・変名)、検事1(変名)、主事1(新設)、書記1(増員)、法務補佐官1(新設) 300円(増額)
郡裁判所支部	郡守慣習上裁判を為す	予定 裁判所支部と為し刑事は笞刑、民事は200円以下の事件を裁判することとする。 判事(郡守兼任・新設)、法務補佐官補(警務補佐官補兼務)

注：数字は人数

出所 「韓国施政一斑」統監府編、1906年12月、『旧韓末日帝侵略史料叢書1政治編①』、韓国学文献研究所編、ソウル、1984年。

資料② 「法律第1号」「法律第2号」

法律第1号 民刑事の訴訟に関する件

- 第1条 郡守は一切の民事及笞刑に該当する刑事に対し第1審裁判を行う
 第2条 郡守の裁判に対し不服有る者は所管地方裁判所に申訴することを得
 第3条 郡守は検驗（検死）家宅捜査物件執留其他一切の捜索処分を行うことを得ず
 第4条 訴訟手続きを裁判執行に関する事項に意義有る時は其事由を原裁判所に申告すべし
 若該裁判所の措置に不服有る時は更に其上級裁判所に抗告するを得
 第5条 勅奏任官の犯罪は各道裁判所漢城裁判所にて第1審裁判を行う
 第6条 民事に関して判決宣告前に訴訟関係人を拘留することを得ず
 第7条 民事の申請期間は3ヶ月と定め其判決宣示の翌日より起算す
 付 則
 第8条 民事と刑事の訴訟手続きは本法律外に開國504年法部令第3号民刑訴訟に関する規定に依る
 第9条 従来法律中本法律と抵触する部分は廃止す
 第10条 本法律は頒布の日より施行す

光武11年6月27日 (光武11年は西暦1907年)

法律第2号 訊問刑に関する件

- 第1条 民事刑事を論ぜず訴訟関係人に対し拷問するを得ず
 付 則
 第2条 従来の法律中本法律に抵触する部分は廃止す
 第3条 本法律は頒布の日より施行す

光武11年6月27日

資料③ 「量案」の一例

乾隆五十六年八月 日 金羅道寧海縣			
夫 南 一 作			
曰 畫 官 宇 今畫加伊新興母			
第一東五等画田 <small>北北南南</small> 第一東五等画田 <small>東西南北</small> <small>南北廣十尺</small>	肆 ト	東山河田二方 香田 金田光義	萬應牛鄰佑周奴花
第二南四等画田 <small>北北南南</small> 第一南四等画田 <small>東西南北</small> <small>南北廣五尺</small>	拾 肆 ト	東山河田同人田 南鄰牛田共山壽田	起士金秀昌金
西 一 住 鮎等画田 <small>北北南南</small> <small>東南西北</small>	參 ト	凹標上回	曰應牛同人
第三東五等画田 <small>北北南南</small> 第二東三等画田 <small>東西南北</small> <small>南北廣五尺</small>	陸 ト 五 束	東象母初慶庭牛田 西秋金金田光義	起士金山河努心德
北 一 住 四等画田 <small>北北</small> 第四東四等画田 <small>東西南北</small> <small>南北廣五尺</small>	參 ト 六 束	凹標上回	起士同人
第四東四等画田 <small>北北</small> 第五東四等画田 <small>東西南北</small> <small>南北廣五尺</small>	肆 ト 錄束	新興銀石京田 一寸捌	起士鄰佑周努雪花
南 一 住 鮎等画田 <small>東南西北</small>	五 ト 五 束	東智良金牛鄰佑 新興牛北善花	起士鄰杜王奴貴母

出所 『慣習調査報告書』朝鮮總督府取調局、一九一三年、六八、九頁。
 乾隆五六年は、西暦一七九一年。

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

資料④ 各種「文記」の例

田畠放壳文記	家屋放壳文記	奴僕ノ名前ヲ以テタル放壳文記	牌旨
<p>年月日 某前明文</p> <p>右明文事段ハ矣身<small>自分</small>以要用之所致トシテ傳來<small>由</small> 伏在於某郡某面某洞某員<small>(字)</small>某字幾 夜味<small>(晩シ)</small>幾斗落ト數幾負幾束<small>(此另置)</small>折價錢文幾百幾十面依數捧上<small>手取リ</small>旧文己<small>(文)</small></p> <p>端テアレバ以此明文トシテ告官下正事</p>	<p>年月日 某前明文</p> <p>右明文事段自己買得家舍在於某郡某面某洞某員<small>瓦</small>家舍合向間四標段東某 家南小路西某菜田北某家四標分明<small>有之</small>遣佃折價錢文幾千幾百面准計捧上<small>是遣</small>受領數シ 右人處本文記<small>(考)</small>併以永遠放壳為去乎<small>後一付テハ</small>日後彼此雜言則持此告官下正事</p>	<p>田主李生員宅 證人 奴太云 手訣 金鼎相 手訣 朴重鑑 手訣 金仁久 手訣</p>	<p>乾隆五十五年<small>庚戌</small>十月 日申戌申<small>(奴)</small>前明文</p> <p>右宅前晒折價文七拾面依數交易捧上<small>是遣</small>受領數<small>接</small>四標段南柳進士宅東金大成田北朴文煥田西南廟衛田<small>有之</small>是遣本文記張立旨四張牌子<small>(牌旨)</small>一張併永永壳放為去乎<small>後一付テハ</small>上典主子孫族屬中若有雜談則持此文記告官下正事</p>

出所 『慣習調査報告書』朝鮮總督府取調局、一九一三年、六九~七一页。

原文カナ部分はハングル文字と日本語の両方で表記されているが、ここでは日本語のカナのみ用いる。

資料⑤ 不動産法調査会における慣習調査事項

1 土地に関する権利の種類、名称及其の内容

- 1、人民の土地所有権を認むるや否や、若し認むるとせば何れの時より之を認むるか
 - 2、土地所有権の制限及負担
 - 3、國は如何なる条件を以て、人民の土地所有権を徴収することを得るか
 - 4、所有権は土地の上下に及ぶや否や
 - 5、土地の境界に於ける、双方の所有者の権利の限界
 - 6、共有地の処分及管理に関する慣習
 - 7、借地権の種類、名称及其の内容、就中建物所有者の権利
 - 8、地役権ありや、若し有れば其の種類及効力
 - 9、入会権ありや、若し有れば其の種類及効力
 - 10、質権、抵当権の設定条件及効力
- 2 官民有区分の証拠
 - 3 国有と帝室有との区分如何
 - 4 土地台帳又は之に類する物ありや、若しあらば其の帳簿には如何なる事項を記載せりや
 - 5 土地に関する権利の譲渡は総て自由なるか、又其の条件、手続き如何
 - 6 地券及家券なるものありと聞く、是は如何なる土地、如何なる建物に付ても存するか
又其の沿革及記載事項如何
 - 7 土地の境界は常に明かなりや否や、若し明かならざるものありとせば、同一の土地に付き、二人以上
同一の権利を主張する場合勘からざるべし、此場合に於ては、如何なる標準に拠て正当の権利者を定む
るか
 - 8 土地の種目は如何に之を分つか、日本の例は田・畠・山林・原野等
 - 9 土地丈量の方法如何
 - 10 以上各項に付き、市外地とその他のと異なるものあらば其の差異、その他の地方に依り、慣習を異にするものあらば其の区別

資料⑥ 韓国政府歳出予算額における司法制度関連費用の推移

		一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年
経常部	歳出経常部合計	7,123,815	6,324,338	10,193,276	14,714,934	18,263,852	15,395,280
	法部 法部本庁	17,893	19,523	27,968	118,178	120,118	—
	裁判所	10,825	23,214	25,314	814,839	1,357,016	—
	裁判所拡張及び監獄	17,875	—	129,719	213,235	358,628	—
	貨幣支出差増	3,000	—	—	—	—	—
(法部所管 合計)		49,593	42,737	183,001	1,146,252	1,875,762	—
臨時部	歳出臨時部合計	2,433,021	1,643,050	7,182,675	8,637,923	10,963,697	8,370,314
	法典調査局	2,245	100,974	571,926	223,940	432,743	132,321
	漢城裁判所補修	—	—	8,115	—	—	—
	(以上 合計)	2,245	100,974	580,041	223,940	432,743	132,321
歳出総計 (対前年比)		9,556,836	7,967,388 (-1,589,448)	17,375,951 (9,408,563)	23,352,857 (5,976,906)	29,227,549 (6,000,000)	23,765,594 (-5,461,955)
司法制度関連費用総計 (対前年比)		51,838	143,711 (91,873)	763,042 (619,331)	1,370,192 (607,150)	2,308,505 (938,314)	132,321 (-2,176,184)

単位 円。出所 水田直昌『統監府時代の財政』、友邦協会、一九七四年、二一三～九頁より作成。

朝鮮統監府における法務補佐官制および慣習調査と梅謙次郎・小田幹治郎

資料⑦ 実地調査地域と典籍調査資料

1 実地調査

全事項調査地域：京畿道（京城、仁川、開城、水原、安城）

黄海道（海州、黃州）、江原道（春川、金城、原州、江陵）

平安南道（平壤、鎮南浦、安州、德川）、平安北道（義州、龍川、江界、寧邊）

咸鏡南道（咸興、元山、甲山、北青）、咸鏡北道（鏡城、慶興、會寧、城津）

忠清南道（公州、禮山、溫陽、溫津）、忠清北道（忠州、清州、永同）

慶尚南道（釜山、馬山、晋州、蔚山）、慶尚北道（大邱、尚州、安東、慶州）

全羅南道（光州、木浦、濟州）、全羅北道（全州、郡山、南原）

計：13ヶ道48ヶ地域

特種事項調査地域：京畿道（驪寧、開城、豊徳、長湍、坡州、漣州、水原）

黄海道（載寧、瑞興、安岳、鳳山）

平安南道（平壤、鎮南浦、肅川）、平安北道（義州、龍川、定州）

慶尚南道（釜山、蔚山、密陽、金海、龍南、馬山）、慶尚北道（大邱、星州、慶州、浦項）

忠清南道（公州、江景、連山）

全羅南道（木浦、光州、羅州、法聖浦、順川）、全羅北道（全州、郡山、錦山）

計：9ヶ道38ヶ地域

2 典籍調査

「経国大典」を含む9点の古法典、「四禮便覽」を含む4点の古文献、「牙牌」、「量案」、「戸籍台帳」、各種「文記」、各種「典当手票」、各種「借用証書」、小作人関係「契約書」、傳賃関係の「文記」「立旨」、各種「手形」などを含む総71点の文書。

資料⑧ 個別の「慣習調査報告書」の一例

調査方法	実地調査	報告日付	隆熙2年（1908）12月26日
調査地域	全羅北道の全州地方	管轄機関	法典調査局
調査員	事務官補川崎萬藏、翻訳官補高鼎相	報告受理者名	倉富勇三郎
調査内容	民商事事項の206項目 (民法：総則・物権・債権・親族・相続、商法：総則・会計・会社・商行為・手形・海商の順)		

法的概念	問 項	調 査 事 項	応 答
家督相続権	第1	胎児ノ権利ヲ認ムルカ	
	問	胎児ノ家督相続権ヲ認ムルカ	父死亡シ遺腹児アルトキハ其生マルルヲ持チ男児ナレハ相続ヲナサレム（第170参照）
	問	胎児ノアルヲ知ラスシテ養子（相続人）ヲナシタル後ニ胎児生マルトキハ其養子ヲ如何ニスルカ	養子ハ依託家ニ止マリ胎児ハ相続権ヲ失フヘシ
遺産分割権	問	家督相続ト共ニ行ハルル（単純ノ遺産相続認メラレス第168参照）胎児ノ遺産相続権ヲ認ムルカ	胎児生マレテ男児ナルトキハ遺産ヲ分割スルモノトス
受遺権	問	胎児ノ受遺権ヲ認ムルカ	他人力胎児ニ財物ヲ与フル事実アルヲ知ラス若しアリスレハ其生マルルヲ待チテ無ヘサルヘカラス
損害要償権	問	例ヘハ父カ他人ニ殺サレタルトキニ胎児ノ損害要償権ヲ認ムルカ	何等権利ヲ認メス若ハ復讐ヲナシ今ハ官ニ訴ヘテ刑ヲ願フノミ
用語	問	胎児ニ適合スル用語アリヤ	遺胎児ト云フ

出所 川崎萬藏報告『全羅北道の全州地方の慣習調査報告書』法典調査局、1908より作成。括弧内は原文。尚、原文には頁の表記無し。

「法政マン」の精神

東北亞研究院院長・韓国国民大学校教授 金 榮作

残り時間が限られていますので、私はできるだけ、かいつまんで幾つかの論点だけを申し上げたいと思います。

実を申しますと、私は今日のセミナーにとっては、あまり適切なコメントーターではありません。私の専門は法制史や地方分権ではなく、広い意味での国際政治なのです。ただ、近代化論や比較近代化論にも関心がありますので、その点は、今日の主題と若干関係があろうかと思います。この度も、私は、東京大学で日韓の近代化とナショナリズムの比較研究ということで一学期講義を開いてきました。ですから、今日発表なさった李さんの法制史分野の歴史的な実証研究を出来るだけ私の問題関心に引き付け、いくつかの問題提起を行い、またそれを法政大学との関連で考えてみたいと思います。

1 学問的勇氣に満ちた研究

私は、李さんの発表、黄さんの発表から非常に多くの事実を学びました。韓国における細かい法制史のことや中国の地方自治に関する歴史的な事実をたくさん学びました。特に、今日李さんが発表された論文は、韓国人としては大変勇気のある非常に難しい研究であると思います。なぜならば、韓国においては、植民地支配に関するテーマを巡っては賛否それぞれの立場から実に様々の議論があり、こういったテーマに取りかかること自体が、韓国人にとって非常に難しいことだからです。

本日、黄さんと許先生からは、1900年から1910年にかけての時期が、日中関係においては、地方自治のことを考える上で非常に良い時期であるというお話をございましたけれど、韓国の場合は、事情が異なっておりました。と申しますのは、朝鮮においては、1905年に日本の統監府時代が始まっているわけですが、李さんが先ほどおっしゃった観点とは違って、伊藤博文の統監府時代というのは、1910年からの総督府時代への準備期間と位置付けることができます。この時点では、日本は既に朝鮮から外交権を奪っているので、朝鮮を独立国として残していたとはいえ、1905年から1910年に

至るまでの統監府時代において日本が朝鮮半島において行ったことを、1910年以後の総督府時代と区別して扱うことはあまり適切ではないと思われます。つまり統監府時代と総督府時代との二つの時期を完全に区別してそれぞれ別の評価を行うことは、余りにも形式論理に則った時代区分であり、また誤った評価ではないかという反論がすぐさま返ってくると思うのです。私にも、李さんがおっしゃっていることとは違った論点がたくさんあるわけですが、学問というものは一つの事柄についても様々な観点から議論を重ねることを通じて、より客観的な研究成果を生み出す作業であることを考えるならば、李さんの研究とその主張は、非常に勇気のある、学問的作業であったと、私は評価もしているわけです。



2 「法政マン」の精神の体現者：渡辺暢判事

さて、前置きはこのぐらいにしまして、実は、私は今回、飯田泰三先生との対話を通じて、また、法政大学から送って頂いた多くの資料を読む中で、梅先生はじめ多くの法政大学OBの方々が、この時期の韓国における近代的な法制確立の過程に深く関与され、寄与されたという事実を学びました。今、皆さんにお手元にお持ちの資料の中にも、そういう事実に関して、李さん、飯田先生はじめ法政大学のいろいろな研究者がお調べになったことが載っております。ですから、資料で触れられている方は省略しますが、私は、今日、法政大学出身ではないが、法政の精神を体現している代表的な「法政マン」を一人取り上げ、彼を韓国の法律の近代化過程における日本人の役割との関連で、特に私がこれから議論しようとする植民地近代化論における二つの極端論を如何に克服すべきかという問題との関連で、考えてみたいと思います。

その「法政マン」とは、皆さんもご存知かとは思いますが、渡辺暢判事です。私は、彼に関する資料を、今回日

「法政マン」の精神

本に来て偶然得ました。それは、私の東大時代の恩師である斎藤眞先生から「あなた、この人について、もっと詳しく調べてくれないか」と頼まれた際に見せて頂いたものなのですが、その資料を見るまで、私は渡辺判事のこと全く知りませんでした。

渡辺暢判事について簡単に説明致しますと、彼は1884年に、当時の司法省法学校を卒業して法律学士号を取得した後、直ちに判事になった方です。ご存知の通り、司法省の法学校というものは、東京帝国大学との法学部とは違って、主にフランス人教授が法律を教えました。このフランス人教授とは、本日皆さんが話題にしている、ボアソナード先生に他なりません。つまり、渡辺判事は、ボアソナードから日本の民法、自然法哲学、刑法、商法などを学んでいたわけですが、それは東京帝大が主にドイツ法を教えたこととは、非常に対照的であるわけです。渡辺判事が司法省法学校を卒業した年に、法学校は東京大学校の法学部と合併されるわけですが、これが契機となって、ボアソナードは自分の自然法的な法哲学を基盤とした教育を施すためあらたな学校を作りました。これが今日の法政大学の前身になるわけです。

わたしは、これからお話する渡辺暢判事が、彼の学問伝統などから判断して、彼は精神的に完全に「法政マン」であったことを指摘しておきたいのです。私が敢えて、この事実を指摘したいのは、「法政マン」というのは、人間の顔をした真の法律家であったということを述べたいからなのです。

3 日韓両国における植民地近代化論の位相

渡辺判事の「法政マン」精神に入る前に、少し、先ほど申し上げた植民地近代化論について触れさせてください。

今日、李さんが発表したこの論文を韓国で発表したら、きっと会場は騒然となつかもしませんし、いろいろな反論がでたことでしょう。とはいえ、法制史の事実は事実でありますから、事実を巡っての議論においては、李さんの業績と違った反論はあまりないでしょう。それは、李さんの議論が厳然たる事実に基づいてなされているからです。しかし、その法律の果たした役割や、植民地下の近代化というものがどのような意味合いを持つものであったかという評価の問題に関しては、韓国ではいろいろと反論が出て、議論がやかましくなつただろうと思うの

です。

ひとつ皆さんに理解して頂きたいのは、韓国において歴史的事柄に対して大きく異なった二つの対立する評価が出てくるという問題は、決して1900年代の統監府時代における法律、法制改革だけに限って見られる現象ではないということあります。例えば、韓国人自らが近代化のために改革を試みた1884年の甲申政変や、そしてその十年後の1894年、日清戦争前夜から開始された甲午改革などに対しても、やはりいろいろな議論があり、その改革に対する評価が分かれているのです。つまり、これらの改革に対しては、その中身を見る限りは確かに伝統的な韓国の法律や制度を近代的な体系に改革しようという意図で行われたという評価がある一方、それらの改革が日清戦争を前後する時期に行われたことから、日清戦争に勝利した日本が朝鮮に対して政治的意図を持ち込んで行った改革であるとする反対の評価があるので

このように、今日、李さんが発表された論文に該当する時代のみならず、それより前の時代の韓国人、朝鮮人自らの改革に対しても、外国の干渉の問題点と改革の中身の近代的な内容の客觀性をどういう風に整理するかという問題は非常に難しい問題であります。この問題は、皆さんよくご存知の通り、今日でも、植民地近代化論を巡る議論、論争となって続いているわけです。そういう点で、李さんが今日発表された内容に対しては、違った立場から様々な評価があり得るということを指摘しておきたいと思います。一つ例をあげるならば、今、岩波書店から出ている歴史シリーズの中では、李さんがおっしゃった法律、土地調査法によって行われた土地調査というのは、実は1910年に日本が韓国を併合した後、朝鮮における総督府の税源を確保し、その資産を増大させる手段として実施されたものであり、この調査事業の数年後には、総督府は、朝鮮に八百八十万町歩にのぼる膨大な土地を所有するようになり、この土地を東洋拓殖株式会社へ担保に入れ、資金を引き出すことにより、植民地政策を実施する為の資金にしていったのだというようなことが、様々な資料に基づいて批判されております。

4 兩極端の議論の問題性と「人間の顔をした近代化論」の必要性

しかし、私は、そうした批判のみを指摘したいのでは

なくて、そういう反論にも問題があるということをも指摘しておきたいのです。私は、植民地近代化論を巡る議論を、冷静に考えてみる必要があると思います。これまでの議論を私なりに整理すると、そこには、両極端な二つの議論があると思います。例えば、極端な否定的評価は、植民地下で作られた制度の中身の客観的近代性すらも否定します。実際、このような評価が、一時韓国で主流をなしたこともあるのです。逆に、肯定的評価の極端には、全く人間の顔をしていない近代化論があるわけです。これは、即ち、日本が作った法律は、近代的な法律ではないか、日本が行った鉄道の建設は近代化の象徴であり、後々インフラとして残ったではないかといった主張に代表されます。この類の主張は、一体、誰が誰のために、どのような目的で法律や鉄道を作ったのかという視点を欠いたものであり、私は、これを人間の顔をもたない、人間が抜け落ちた物神崇拝的な近代化論であると考えているわけです。私は、この両極端の議論に関しては、どちらも生産的な結果を生み出さない議論であると考えます。つまり、制度自体の客観的近代性をも否定する韓国側の議論も、人間が抜け落ちている日本側の近代化論というのも、両者ともに問題点があると思っているのです。私は、この両極端の議論のいずれが正しいかを一方的に論じるのではなく、どのようにしてこの極端な二つの議論を乗り越えていけるかということこそが、議論の中心的課題に据えられるべきであると考えます。今日の李さんが発表なさった韓国の法制史についての評価の場合も、この点を、韓国人であれ、日本人であれ、冷静に考えるべきであると私は考るのです。

5 人間の顔をした法律家・「法政マン」の系譜

(1) 渡辺判事の3・1独立運動評価

さて、この辺の議論を念頭においた上で、再び話を戻しますが、私は今日のセミナーの対象となっている、韓国における近代的な法制確立に寄与された諸先生方—そのほとんどが法政大学出身者であります—彼らこそは最も「人間の顔をした近代化」に努力した先生方でいらっしゃると考るのです。そして、そのなかでも代表的な一人が、先ほど紹介しました渡辺判事なのです。彼は、1919年3・1独立万歳事件の時、朝鮮において判事を務められました。この裁判においては、3・1独立運動を指導した三十三人の朝鮮の独立運動家、指導者達は、全て地方裁判所において、内乱罪に問われ、死刑はじめ非常

に厳しい刑を宣告されました。しかしながら、その中にあって一人、精神的に「法政マン」であった渡辺判事は、高等裁判官として、3・1運動を非暴力のノン・バイオレンス運動として把握され、「彼らに内乱罪を適用すべきではない。これは完全に非暴力運動であって、これを内乱罪で裁くのは問題である」と判断し、非常に軽い刑を下したのであります。渡辺判事という方は、いわゆるボアソナードの法律精神、即ち、梅先生はじめその他の法政大学の先生方に繋がる人間の顔をした法律精神・自然法精神を実現しようと務められた方であったと思います。

(2) 安重根と水野吉太郎

渡辺判事の他にも、「法政マン」としてこの時期の朝鮮の法制確立に関わった石鎮衡（ソク・ジンヒョン）、李始栄（イ・シヨン）といった韓国人、それに小田幹治郎、水野吉太郎という日本人の先生方がおります。安重根が伊藤博文を暗殺した時、「法政マン」である水野先生は、大連まで足を運び、安重根の裁判に対して「彼を日本の法律で裁いては駄目だ。彼は志士なのだから、日本の志士と同じような形で扱うべきある」と述べ、安重根の刑は最高でも三年であると言う主張をなさったのです。勿論、実際には、彼には死刑が宣告されてしまったわけですが、少なくとも、水野弁護士が安重根のため、そういう主張をしたということは注目に値すると思うのです。

6 21世紀を人間性あふれる法政の精神で

法政大学には、このように立派な人間の顔をした近代主義者がたくさんいらっしゃいます。これは、彼ら個々人が、たまたまそうだったのではなく、ボアソナードの精神、そして法政の精神に繋がる、自然法的な発想を持った法律の精神が、「法政マン」のOB達に共通にはっきりと現れていたのです。そして、彼らがその共通の発想と精神を持って、法律を単なる形式的な制度としてだけではなく、その精神にまで遡って深く理解し、その深い法理解に基づいて法の実践に務めようとしていたことが「法政マン」達の活動の上にはっきり現れたのだと私は思います。私は、まさにこの人間の顔をした法律精神、法政の精神というものが、今後の日韓関係や21世紀の諸問題を解決する上で、最も優れた精神であるとかんがえます。そして、その「法政マン」の精神が確認できたことにこそ、今日のセミナーの意義があるのでないかと思うわけであります。どうも、ありがとうございました。

質疑応答

司会 どうもありがとうございました。ちょっと補足なのですが、いまの渡辺暢という名前は李さんのレジュメのⅡの2の3)に東京地方裁判所長から韓國の大審院長になったということで出ているわけですが、これはおそらく司法省法学校の2期生だとすると梅謙次郎と同期生だということになるわけです。それからその下の段に京城控訴院長世古祐次郎という名前がありますが、これが実は初期の東京法学校の在校生として、在学中に代言人試験に受かって、それで卒業しないまま代言人になり、その後判検事試験にもたぶん受かったのだと思います。それでこの時期にはその前に京都地方裁判所の検事正をやった後、京城控訴院長になった。これもまさに東京法学校でボアソナードに教わった。そういう人脈がこの時期、司法畠には送り込まれていたということがわかるわけです。

梅靖三（梅謙次郎の長男縁の三男） 梅は韓國統監府の法律顧問となったとのことで韓国で実際に様々なことを行ったと思いますが、結局これは日韓併合に繋がるものでしょうかね。梅の韓国での活動について詳しく書かれている本は、李さんの資料（レジュメ）の中のどれでしょうか。教えていただきたいです。

李 梅先生について直接評価した単行本は現在まだないと思います。たださっき私が発表した中にあった梅先生の韓国での諸事業について書き込まれているのは、参考文献の中の鄭（鐘休）さんの『韓国民法典の比較法的研究』という本です。これは李氏朝鮮の末期から今日の韓国に至るまでの法律について比較法的に研究したものであり、その中でその時代を取り上げ、その時梅先生が何を行ったかということが触れられているのであります。現在、だいたいにおいて、一般に梅謙次郎という名前自体がそれほど知られていません。だいたい韓国では、さつきキム（金栄作）先生もお話ししたように、大きな歴史の結果としての日本による韓国統治のことについては

賛否両論に別れた白熱した議論がありますが、細かいことについて、特に特定人の名前が出たりするような議論及び研究はあまりなったのではないかと思われます。中でも統監府時代については、その期間 자체が短くて資料も乏しいため、統監府を研究対象とした単一研究は殆どなく、他分野の研究と関連した研究もそれほど蓄積されていません。その中でまた司法制度といつたら、この鄭さんの研究ぐらいではないかと思われます。

もう一つの資料は、レジュメの下から3番目の本です。金炳華『韓国司法制度史』にも統監府時代が触れられています。

要するに2冊両方とも、韓国の法律及び司法制度の歴史的な流れ（法律史及び司法制度史）を書いたものであって、その中に梅先生がなされたことが書いてありますので、この二つを参考になればと思います。

梅 慣習調査員は梅の人選によったとのことですね。韓国の慣習を色々と調べたとされていますが、その慣習調査員達はどこに所属していたのですか。

李 はい。ですから法典調査局の調査員ですね。その前が不動産法調査会の調査員なのですが、調査員はみんな法政大学出身者です。要するに梅先生の教え子たち、という感じです。

梅 石（ソク）さんという方は韓国人で梅の教え子ですか。石さんも法典調査局で慣習調査員を勤めたのですか。

李 そうですね。法典調査局は石（ソク、鎮衡）の勤務していた時代ではないです。法典調査局時代の前の不動産法調査会に、石さんは入っていたのです。

梅 慣習調査員は全員法政大学出身者のみでしたか。

李 そうです。

司会 その点については、法政大学所蔵の「梅謙次郎文書」の中に、梅が慣習調査員の人事選定をした自筆の案文が残っています。